

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	個人住民税関係事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山口市は、個人住民税関係事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口市長

公表日

令和3年7月30日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税関係事務
②事務の内容	<p>山口市における個人住民税関係事務は、以下の「個人住民税賦課関連業務【市民税課】」、「個人住民税収納関連業務【収納課管理担当】」、「個人住民税滞納整理関連業務【収納課収納担当】」に分かれ事務を行っている。</p> <p>【概要】</p> <p>①地方税法に基づき、納税義務者から提出された申告情報、給与支払者・年金保険者から提出された支払報告書を元に市民税額を計算し賦課し、収納する。 ②納税義務者からの申請に基づき、市民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1. 個人住民税賦課関連業務【市民税課】</p> <p>①納税義務者・給与支払者・年金保険者・他自治体等から課税資料及び申告情報を取得する。 ②取得した課税資料の一部を委託業者に提供し、電子データ化する。 ③各種課税資料及び申告情報・②で作成した電子データを個人市民税システムに取り込む。 ④賦課に必要な情報（生活保護等）を照会し取得する（対象者が市内在住の場合は宛名システム経由、市外在住の場合は中間サーバー経由）。 ⑤住民登録が無い場合の情報を住基ネット経由で取得する。 ⑥賦課情報を作成する。 ⑦他自治体の資料については当該自治体へ回送する。 ⑧税額通知・納税通知書作成の委託先に賦課情報を提供する。 ⑨課税決定者・年金保険者・各給与支払者へ税額を通知する。 ⑩作成された賦課情報を中間サーバーに登録する（提供）。 ⑪作成された賦課情報を庁内他課へ移転する。 ⑫賦課情報に基づき、申請に応じて課税・非課税・所得証明書を発行する。</p> <p>2. 個人住民税収納管理関連業務【収納課管理担当】</p> <p>①個人住民税の徴収管理：所得等に応じて賦課された個人住民税の徴収管理事務を行う。 ②過誤納金に関する業務 ③督促に関する業務</p> <p>3. 個人住民税滞納整理関連業務【収納課収納担当】</p> <p>①個人住民税の滞納整理に関する業務 所得等に応じて賦課された個人住民税を滞納している個人及び法人（以下「滞納者」という）に対し、納税折衝、催告、調査、滞納処分等を行う。</p> <p><情報提供ネットワークを使用した情報連携に係る事務> 番号法においては、別表第二に基づいて情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行うことが必要とされている。また、この情報提供ネットワークシステムにおいては、各機関は特定個人情報を分散管理することとされている。 情報提供のために既存システムのデータベースを他情報保有機関から直接参照することは、セキュリティ上好ましくないことから、情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバー（※）を設置し、情報連携において必要とされる情報を提供する。 ※山口市における中間サーバーは、地方公共団体情報システム機構により整備・運用される「中間サーバー・プラットフォーム」のASPサービスを利用する。</p>
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	総合行政(市県民税)システム
②システムの機能	1. 納税者管理機能: 課税権のある住民に関する情報を管理する。 2. 当初資料管理機能: 給与支払報告書や確定申告書等の当初賦課資料の個人特定及び管理を行う。 3. 課税情報管理機能: 当初賦課資料より賦課した所得・控除・税額等の情報を管理する。 4. 期割情報管理機能: 個人市県民税額の徴収方法や納期・納期毎の税額の情報を管理する。 5. 扶養情報管理機能: 当初賦課資料等から把握できる扶養関係の情報を管理する。 6. 通知書発行機能: 納税通知書や課税明細書といった通知書を発行する。 7. 課税・非課税証明書発行機能: 課税・非課税証明書を発行する。 8. 他団体への通知機能: 他団体の資料を回送するための情報を管理する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (課税資料ファイリングシステム)
システム2	
①システムの名称	総合行政(収納消込)システム
②システムの機能	1. 個人住民税の収納状況を把握・管理する 2. 個人住民税の過誤納金の還付や充当を行う 3. 口座振替の情報を管理する 4. 督促状を作成する 5. 収納実績表を作成する
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム [] その他 ()
システム3	
①システムの名称	総合行政(滞納整理)システム
②システムの機能	1. 滞納者情報管理機能 2. 収納情報照会機能 3. 催告書発行・管理機能 4. 滞納処分機能 5. 口座振替情報照会機能 6. 督促料・延滞金管理機能 7. 各種納付書発行及び再発行機能 8. 財産等照会書作成機能 9. 会計資料作成機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム [] その他 ()

システム4	
①システムの名称	国税連携支援システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・eLTAXクライアントから媒体により取得した確定申告書データ(国税連携データ)を取込み、税務システム用にデータ変換を行う。(eLTAXクライアントと税務システムは接続しておらず、データの連携は媒体により行う。) ・資料番号を採番する。
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</div> <div style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</div> <div style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等</div> <div style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 税務システム</div> <div style="width: 100%;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</div> </div>
システム5	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・申告データの審査と管理 ・申請・届出データの審査と管理 ・申告データの連携 ・特別徴収税額通知データの連携
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</div> <div style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</div> <div style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等</div> <div style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 税務システム</div> <div style="width: 100%;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</div> </div>
システム6	
①システムの名称	総合行政(申告受付)システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告、住民税申告の受付入力及び申告書等の帳票印刷 ・給報、年報入力 ・eLTAXデータ、国税連携データの訂正
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;">[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</div> <div style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</div> <div style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等</div> <div style="width: 50%;">[<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</div> <div style="width: 100%;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</div> </div>

システム7									
①システムの名称	課税資料ファイリングシステム								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・紙で提出される給与支払報告書のOCR読込を行い給報データを作成し、個人住民税賦課システムへ給報データを連携する。 ・紙で提出される課税資料をイメージデータ化し個人住民税賦課システムへ連携する。 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="radio"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td style="border: none;"><input type="radio"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="radio"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="radio"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="radio"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="radio"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
システム8									
①システムの名称	統合宛名システム								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 統合宛名管理機能 団体内統合宛名番号に関する各種管理機能(付番、通知、保守等) 2. 名寄せ管理機能 名寄せに関する各種管理機能(名寄せ検索、同一人紐付け機能等) 3. 業務システム連携 各業務システムとの各種データ連携機能(宛名情報等) 4. 中間サーバー連携 中間サーバーとの各種連携機能(符号管理、情報提供等) 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="radio"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;"><input type="radio"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td style="border: none;"><input type="radio"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;"><input type="radio"/> その他 (中間サーバー)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="radio"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="radio"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="radio"/> 税務システム	<input type="radio"/> その他 (中間サーバー)	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="radio"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="radio"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="radio"/> 税務システム								
<input type="radio"/> その他 (中間サーバー)									

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル、収納消込情報ファイル、滞納整理情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の16の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二27の項</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山口市総務部市民税課 山口市総務部収納課
②所属長の役職名	市民税課長 収納課長
7. 他の評価実施機関	
なし	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 個人住民税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	個人住民税賦課システムに情報が記録されている市内及び市外在住の個人住民税課税対象者、市外在住の被扶養者のうち、個人番号を有する者
その必要性	個人を正確に特定し、公平・公正な個人住民税事務を行うため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2. 4情報、連絡先、その他住民票関係情報:対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 3. 国税関係情報:対象者の確定申告書に係る情報に基づき、住民税額の算出、減免を行うために保有 4. 地方税関係情報:算出した住民税額に基づき、対象者に対し税額通知、各種証明書を発行するために保有 5. 医療保険関係情報、介護保険関係情報、雇用保険関係情報:保険料、介護保険料の情報に基づき、社会保険料控除を算出するため、また高額療養費、高額介護サービス費の情報に基づき、医療費控除を算出するために保有 6. 障害者福祉関係情報:障害者関係情報に基づき、控除額の算出を行うために保有 7. 生活保護・社会福祉関係情報:生活保護情報に基づき、非課税者の抽出、減免額及び控除額の算出を行うために保有 8. 年金関係情報:対象者の公的年金等支払報告書に係る情報に基づき、住民税額の算出、減免を行うために保有 9. 災害関係情報:対象者の罹災証明書に係る情報に基づき、住民税額の算出、減免を行うために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	山口市総務部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、保険年金課、介護保険課、障がい福祉課、地域福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁(税務署)) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、公的年金等支払者) <input type="checkbox"/> その他 (地方公共団体情報システム機構)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、eLTAX)	
③使用目的 ※	地方税法に定められた個人住民税事務を、公平・公正・効率的に行うため	
④使用の主体	使用部署	総務部市民税課、地域生活部各総合支所総合サービス課
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	1. 各種申告書等の受付に関する事務 ・住民税申告書、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等の国税関係情報、年金給付関係情報、医療保険関係情報、雇用保険関係情報、介護保険関係情報、障害者福祉関係情報から住民等の所得情報、控除額情報を把握する。 ・住民票関係情報から、申告者の個人番号、賦課期日時点での住所、世帯情報を把握する。 ・障害者福祉関係情報、生活保護関係情報から非課税者を把握する。 2. 各種申告情報等から住民税の賦課、通知に関する事務 ・上記で収集した各種情報に基づき、住民等に対する住民税賦課額を決定する。 ・決定した住民税賦課額情報を外部委託業者へ提供し、税額通知書の印刷、封入・封緘、発送を依頼する。 3. 給与所得者の異動に関する事務 ・特別徴収義務者からの給与所得者異動届出書に基づき、特別徴収の中止、普通徴収への変更等を行う。 4. 証明書発行、更正に関する事務 ・課税対象者からの申請に基づき、地方税関係情報から課税証明書を発行する。 ・更正の必要を生じた場合には、地方税関係情報の税額を更新する。 5. 情報連携の実施 ・情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を実施するため、連携対象の特定個人情報を中間サーバーへ登録し、照会を受けたら都度、情報提供する。	
	情報の突合	・本人等からの届出により入手する場合は、個人番号カード若しくは通知カードとその他本人確認書類で突合を行う。 ・庁内の他システムと連携し、業務関係情報を入手する場合は、その他識別情報(内部番号)で突合を行う。 ・住登外者の申告書及び資料を真正性を確認し取り込む時に、納税者等の宛名情報が、統合宛名システムの個人番号と突合出来ない場合は住基ネットを利用し情報を突合する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1 住民税納税通知書等印刷及び封入封緘業務		
①委託内容	納税通知書等作成、封入封緘業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	赤坂印刷株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2 課税資料のパンチ入力業務		
①委託内容	公的年金等支払報告書のパンチ入力	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社NJKビジネスサービス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3 課税資料ファイリングシステム保守業務		
①委託内容	課税資料ファイリングシステムの保守業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アイテックス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	以下の事項について、委託先から申請を受け、許諾を判断。 ・再委託の必要性 ・再委託先の選定基準 ・再委託先の委託管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制 等
	⑥再委託事項	事案に応じて、適宜調整。

委託事項4		総合行政システム運用保守業務	
①委託内容		個人住民税賦課システム及び申告支援システムの運用保守に関すること	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社RKKコンピューターサービス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている (59) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 行っていない		
提供先1	個人市民税の納税義務者		
①法令上の根拠	番号法第19条第1号		
②提供先における用途	個人市民税の納税義務の通知、及び、申告の勧奨		
③提供する情報	個人番号、基本4情報、地方税関係情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人市民税の納税義務者のうち個人番号を有する者、特別徴収を行う給与支払者		
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()		
⑦時期・頻度	当初6月及び税額変更による例月の納税通知書及び1月、5月及び8月の申告書の送付時		

提供先2	国税庁
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	国税庁が所得税の課税を適切に行うため
③提供する情報	個人番号、基本4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	7月以降に随時
提供先3	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	市町村が個人市民税の課税を適切に行うため(住外者の二重課税防止)
③提供する情報	個人番号、基本4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時

提供先4	提供先4～64は「別紙1」に記載
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> [] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
<p>保管場所 ※</p>	<p><山口市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入退室管理をしている建物の中で、更に入退室管理をしているコンピュータ室に設置したサーバ内に保管する。 ・コンピュータ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりコンピュータ室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。 ・上記以外の者がコンピュータ室に入室する必要があるときは、書面による事前申請を求める。 ・電子記録媒体は、関係職員しか入室できない市民税課執務室の関係職員しか開錠できない金庫内に保管する。紙媒体は、現年分は関係職員しか入室できない市民税課執務室に保管し、過年分は入退室管理を行っている書庫に保管する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
1 厚生労働大臣	番号法第十九条第八号別表第二の一	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
2 全国健康保険協会	番号法第十九条第八号別表第二の二	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
3 健康保険組合	番号法第十九条第八号別表第二の三	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
4 厚生労働大臣	番号法第十九条第八号別表第二の四	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
5 全国健康保険協会	番号法第十九条第八号別表第二の六	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
6 都道府県知事	番号法第十九条第八号別表第二の八	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
7 都道府県知事	番号法第十九条第八号別表第二の九	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
8 市町村長	番号法第十九条第八号別表第二の十一	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
9 都道府県知事又は市町村長	番号法第十九条第八号別表第二の十六	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
10 市町村長	番号法第十九条第八号別表第二の十八	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
11 市町村長	番号法第十九条第八号別表第二の二十	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
12 都道府県知事	番号法第十九条第八号別表第二の二十三	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
13 都道府県知事等	番号法第十九条第八号別表第二の二十六	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
14 市町村長	番号法第十九条第八号別表第二の二十七	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
15 都道府県知事	番号法第十九条第八号別表第二の二十八	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
16 厚生労働大臣又は共済組合等	番号法第十九条第八号別表第二の二十九	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

17	公営住宅法第二 条第十六号に規 定する事業主体 である都道府県 知事又は市町村 長	番号法第十九条第八号 別表第二の三十一	公営住宅法による公営住宅の管理に 関する事務であって主務省令で定め るもの	地方税関係情報で あって主務省令で定 めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象 となる本人の 範囲」と同上	情報提供ネッ トワークシス テム	照会を受けた ら都度
18	日本私立学校振 興・共済事業団	番号法第十九条第八号 別表第二の三十四	私立学校教職員共済法による短期給 付又は年金である給付の支給に関す る事務であって主務省令で定めるも の	地方税関係情報で あって主務省令で定 めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象 となる本人の 範囲」と同上	情報提供ネッ トワークシス テム	照会を受けた ら都度
19	厚生労働大臣又 は共済組合等	番号法第十九条第八号 別表第二の三十五	厚生年金保険法による年金である保 険給付又は一時金の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報で あって主務省令で定 めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象 となる本人の 範囲」と同上	情報提供ネッ トワークシス テム	照会を受けた ら都度
20	文部科学大臣又 は都道府県教育 委員会	番号法第十九条第八号 別表第二の三十七	特別支援学校への就学奨励に関する 法律による特別支援学校への就学 のため必要な経費の支弁に関する事 務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報で あって主務省令で定 めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象 となる本人の 範囲」と同上	情報提供ネッ トワークシス テム	照会を受けた ら都度
21	都道府県教育委 員会又は市町村 教育委員会	番号法第十九条第八号 別表第二の三十八	学校保健安全法による医療に要する 費用についての援助に関する事務で あって主務省令で定めるもの	地方税関係情報で あって主務省令で定 めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象 となる本人の 範囲」と同上	情報提供ネッ トワークシス テム	照会を受けた ら都度
22	国家公務員共済 組合	番号法第十九条第八号 別表第二の三十九	国家公務員共済組合法による短期給 付の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの	地方税関係情報で あって主務省令で定 めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象 となる本人の 範囲」と同上	情報提供ネッ トワークシス テム	照会を受けた ら都度
23	国家公務員共済 組合連合会	番号法第十九条第八号 別表第二の四十	国家公務員共済組合法又は国家公務 員共済組合法の長期給付に関する施 行法による年金である給付の支給に 関する事務であって主務省令で定め るもの	地方税関係情報で あって主務省令で定 めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象 となる本人の 範囲」と同上	情報提供ネッ トワークシス テム	照会を受けた ら都度
24	市町村長又は国 民健康保険組合	番号法第十九条第八号 別表第二の四十二	国民健康保険法による保険給付の支 給又は保険料の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	地方税関係情報で あって主務省令で定 めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象 となる本人の 範囲」と同上	情報提供ネッ トワークシス テム	照会を受けた ら都度
25	厚生労働大臣	番号法第十九条第八号 別表第二の四十八	国民年金法による年金である給付若 しくは一時金の支給、保険料の納付 に関する処分又は保険料その他徴収 金の徴収に関する事務であって主務 省令で定めるもの	地方税関係情報で あって主務省令で定 めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象 となる本人の 範囲」と同上	情報提供ネッ トワークシス テム	照会を受けた ら都度
26	市町村長	番号法第十九条第八号 別表第二の五十三	知的障害者福祉法による障害福祉 サービス、障害者支援施設等への入 所等の措置又は費用の徴収に関する 事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報で あって主務省令で定 めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象 となる本人の 範囲」と同上	情報提供ネッ トワークシス テム	照会を受けた ら都度
27	住宅地区改良法 第二条第二項に 規定する施行者 である都道府県 知事又は市町村 長	番号法第十九条第八号 別表第二の五十四	住宅地区改良法による改良住宅の管 理若しくは家賃若しくは敷金の決定 若しくは変更又は収入超過者に対す る措置に関する事務であって主務省 令で定めるもの	地方税関係情報で あって主務省令で定 めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象 となる本人の 範囲」と同上	情報提供ネッ トワークシス テム	照会を受けた ら都度
28	都道府県知事等	番号法第十九条第八号 別表第二の五十七	児童扶養手当法による児童扶養手当 の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの	地方税関係情報で あって主務省令で定 めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象 となる本人の 範囲」と同上	情報提供ネッ トワークシス テム	照会を受けた ら都度
29	地方公務員共済 組合	番号法第十九条第八号 別表第二の五十八	地方公務員等共済組合法による短期 給付の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	地方税関係情報で あって主務省令で定 めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象 となる本人の 範囲」と同上	情報提供ネッ トワークシス テム	照会を受けた ら都度
30	地方公務員共済 組合又は全国市 町村職員共済組 合連合会	番号法第十九条第八号 別表第二の五十九	地方公務員等共済組合法又は地方公 務員等共済組合法の長期給付等に関 する施行法による年金である給付の 支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの	地方税関係情報で あって主務省令で定 めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象 となる本人の 範囲」と同上	情報提供ネッ トワークシス テム	照会を受けた ら都度
31	市町村長	番号法第十九条第八号 別表第二の六十一	老人福祉法による福祉の措置に関す る事務であって主務省令で定めるも の	地方税関係情報で あって主務省令で定 めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象 となる本人の 範囲」と同上	情報提供ネッ トワークシス テム	照会を受けた ら都度
32	市町村長	番号法第十九条第八号 別表第二の六十二	老人福祉法による費用の徴収に関す る事務であって主務省令で定めるも の	地方税関係情報で あって主務省令で定 めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象 となる本人の 範囲」と同上	情報提供ネッ トワークシス テム	照会を受けた ら都度
33	都道府県知事	番号法第十九条第八号 別表第二の六十三	母子及び父子並びに寡婦福祉法によ る償還未済額の免除又は資金の貸付 けに関する事務であって主務省令で 定めるもの	地方税関係情報で あって主務省令で定 めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象 となる本人の 範囲」と同上	情報提供ネッ トワークシス テム	照会を受けた ら都度
34	都道府県知事又 は市町村長	番号法第十九条第八号 別表第二の六十四	母子及び父子並びに寡婦福祉法によ る配偶者のない者で現に児童を扶養 しているもの又は寡婦についての便 宜の供与に関する事務であって主務 省令で定めるもの	地方税関係情報で あって主務省令で定 めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象 となる本人の 範囲」と同上	情報提供ネッ トワークシス テム	照会を受けた ら都度
35	都道府県知事等	番号法第十九条第八号 別表第二の六十五	母子及び父子並びに寡婦福祉法によ る給付金の支給に関する事務であ って主務省令で定めるもの	地方税関係情報で あって主務省令で定 めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象 となる本人の 範囲」と同上	情報提供ネッ トワークシス テム	照会を受けた ら都度

36	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法第十九条第八号別表第二の六十六	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
37	都道府県知事等	番号法第十九条第八号別表第二の六十七	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
38	市町村長	番号法第十九条第八号別表第二の七十	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
39	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法第十九条第八号別表第二の七十一	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
40	市町村長（児童手当法第十七条の表の下欄に掲げる者を含む。）	番号法第十九条第八号別表第二の七十四	児童手当法による児童手当又は特別給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
41	後期高齢者医療広域連合	番号法第十九条第八号別表第二の八十	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
42	厚生労働大臣	番号法第十九条第八号別表第二の八十四	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	番号法第十九条第八号別表第二の八十五の二	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
44	都道府県知事等	番号法第十九条第八号別表第二の八十七	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
45	厚生労働大臣	番号法第十九条第八号別表第二の九十一	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
46	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	番号法第十九条第八号別表第二の九十二	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
47	市町村長	番号法第十九条第八号別表第二の九十四	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
48	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法第十九条第八号別表第二の九十七	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
49	厚生労働大臣	番号法第十九条第八号別表第二の百一	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

50	農林漁業団体職員共済組合	番号法第十九条第八号別表第二の百二	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
51	独立行政法人農業者年金基金	番号法第十九条第八号別表第二の百三	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
52	独立行政法人日本学生支援機構	番号法第十九条第八号別表第二の百六	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
53	厚生労働大臣	番号法第十九条第八号別表第二の百七	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
54	都道府県知事又は市町村長	番号法第十九条第八号別表第二の百八	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第十九条第八号別表第二の百十三	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
56	厚生労働大臣	番号法第十九条第八号別表第二の百十四	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
57	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	番号法第十九条第八号別表第二の百十五	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
58	市町村長	番号法第十九条第八号別表第二の百十六	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
59	厚生労働大臣	番号法第十九条第八号別表第二の百十七	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
60	都道府県知事	番号法第十九条第八号別表第二の百二十	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
61	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	番号法第十九条第八号別表第二の百二十一	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 収納消込情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	個人住民税賦課システムに情報が記録されている市内及び市外在住の個人住民税課税対象者、市外在住の被扶養者のうち、個人番号を有する者
その必要性	個人を正確に特定し、公平・公正な個人住民税収納事務を行うため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1. 個人番号、その他識別情報: 対象者を正確に特定するために保有 2. 4情報、連絡先、その他住民票関係情報: ①本人への連絡を行うために保有 ②督促状、還付・充当通知書等の送付先を設定、確認するために保有 3. 地方税関係情報: 算出された住民税額を把握するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	山口市総務部収納課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 (金融機関、コンビニエンスストア) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	地方税法に定められた個人住民税事務を、公平・公正・効率的に行うため	
④使用の主体	使用部署	総務部収納課、地域生活部各総合支所総合サービス課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1 賦課情報に関する事務 個人住民税として賦課された額を市民税課より把握し、収納、還付、充当などの収納管理事務を行う際に使用。 2 収納情報に関する事務 個人住民税の納付状況を金融機関等から把握し、収納、還付、充当などの収納管理事務を行う際に使用。
	情報の突合	・本人や他市町村等から入手した情報については、収納消込情報ファイルの宛名情報で突合を行う。 ・庁内の他部署から入手する情報については、宛名番号(内部識別番号)により突合を行う。 ・情報提供ネットワークシステムを介して入手する情報については、統合宛名システムで個人番号と宛名番号(内部識別番号)の紐付けを行い突合を行う。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	総合行政システム運用保守業務	
①委託内容	収納消込システムの運用保守に関すること	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社RKKコンピューターサービス	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

- ・入退室管理をしている建物の中で、更に入退室管理をしているコンピュータ室に設置したサーバ内に保管する。
- ・コンピュータ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりコンピュータ室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。
- ・上記以外の者がコンピュータ室に入室する必要があるときは、書面による事前申請を求める。
- ・電子記録媒体及び紙媒体は、施錠管理された執務室内にて保管する。

7. 備考

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)滞納整理情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	個人住民税賦課システムに情報が記録されている市内及び市外在住の個人住民税課税対象者とその家族、市外在住の被扶養者のうち、個人番号を有する者
その必要性	個人を正確に特定し、公平・公正な個人住民税滞納整理事務を行うため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1. 個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2. 4情報、連絡先、その他住民票関係情報: ①本人への連絡を行うために保有 ②催告書等の送付先を設定、確認するために保有 3. 地方税関係情報:算出された住民税額を把握するために保有 4. 生活保護・社会福祉関係情報:生活保護を受給しているか把握するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	山口市総務部収納課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、地域福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	地方税法に定められた個人住民税事務を、公平・公正・効率的に行うため	
④使用の主体	使用部署	総務部収納課、地域生活部各総合支所総合サービス課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<p>1 収納情報に関する事務 収納課管理担当が把握した納付情報から、滞納者の把握を行う際に使用。</p> <p>2 滞納整理に関する事務 滞納状況を把握し、催告、財産調査、滞納処分などの滞納整理事務を行う際に使用。</p>	
情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・本人や他市町村等から入手した情報については、収納消込情報ファイルの宛名情報で突合を行う。 ・庁内の他部署から入手する情報については、宛名番号(内部識別番号)により突合を行う。 ・情報提供ネットワークシステムを介して入手する情報については、統合宛名システムで個人番号と宛名番号(内部識別番号)の紐付けを行い突合を行う。 	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1		
納税催告事務		
①委託内容	初期滞納者に対する電話・文書催告業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
株式会社ベルシステム24		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2		
総合行政システム運用保守業務		
①委託内容	滞納整理支援システムの運用保守に関すること	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
株式会社RKKコンピューターサービス		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
再委託	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	都道府県知事又は市区町村長
①法令上の根拠	地方税法20条の11
②提供先における用途	他自治体からの滞納状況等調査回答に係る事務
③提供する情報	滞納者の滞納状況等
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税者、納税承継人、納税管理人
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	調査及び照会を受けたら都度
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

- ・入退室管理をしている建物の中で、更に入退室管理をしているコンピュータ室に設置したサーバ内に保管する。
- ・コンピュータ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりコンピュータ室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。
- ・上記以外の者がコンピュータ室に入室する必要があるときは、書面による事前申請を求める。
- ・電子記録媒体及び紙媒体は、施錠管理された執務室内にて保管する。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

個人住民税情報ファイル

1. 当初資料ファイル

○給与支払報告書

- ・宛名番号
- ・バッチ連番
- ・合算区分
- ・指定番号
- ・パンチ氏名カナ
- ・給与収入一般
- ・給与所得
- ・源泉徴収税額内未納
- ・控除対象配偶者あり(老人)
- ・扶養__同居老親
- ・扶養__障害(特別同居)
- ・控除__小規模企業共済等掛金
- ・控除__損害保険料
- ・前職分給与
- ・損害保険__長期支払額
- ・乙欄区分
- ・本人__老年者
- ・本人__勤労学生
- ・外国人
- ・算入強制区分
- ・併徴先判定区分
- ・作成日
- ・更新職員宛名番号
- ・転送区分
- ・年調区分
- ・住宅居住開始年月日2
- ・住宅借入区分1
- ・エラー__詳細コード
- ・新生命保険__支払額
- ・住宅借入金等特別控除適用数
- ・16歳未満扶養親族の欄外記載有無
- ・年度分
- ・処理コード
- ・申告区分
- ・整理番号
- ・パンチ生年月日
- ・給与収入専従
- ・所得控除合計
- ・源泉徴収税額計算値
- ・配偶者特別控除
- ・扶養__老人合計
- ・扶養__障害(特別合計)
- ・控除__社会保険料
- ・控除__住宅取得特別
- ・配偶者所得
- ・本人__夫あり
- ・本人__特別障害
- ・本人__寡婦
- ・死亡退職
- ・就退職区分
- ・強制親区分
- ・エラー区分
- ・更新日
- ・更新端末番号
- ・転送先コード
- ・住宅取得等特別控除可能額
- ・住宅借入金等年末残高1
- ・住宅借入区分2
- ・年少扶養人数
- ・新生命保険__個人年金支払額
- ・非居住者である親族の数
- ・パンチイメージ番号
- ・算定団体コード
- ・資料番号
- ・徴収区分
- ・受給者番号
- ・専給区分
- ・給与特定控除
- ・源泉徴収税額
- ・控除対象配偶者あり
- ・扶養__特定
- ・扶養__一般
- ・扶養__障害(その他)
- ・控除__生命保険料
- ・定率控除額
- ・生命保険__個人年金支払額
- ・本人__未成年
- ・本人__その他障害
- ・本人__寡夫
- ・災害者
- ・就退職年月日
- ・警告エラー無視サイン
- ・エラー内容
- ・更新時間
- ・国民年金保険料等
- ・転送日
- ・住宅居住開始年月日1
- ・住宅借入金等年末残高2
- ・住宅借入区分3
- ・生命保険__支払額
- ・生命保険__介護医療支払額
- ・控除対象扶養親族の欄外記載有無

○年金支払報告書

- ・宛名番号
- ・バッチ連番
- ・合算区分
- ・指定番号
- ・年金収入
- ・源泉徴収税額内未納
- ・配偶者所得
- ・控除対象配偶者あり(老人)
- ・本人__老年者
- ・本人__勤労学生
- ・扶養__老人合計
- ・扶養__障害(特別合計)
- ・算入強制区分
- ・警告エラー無視サイン
- ・作成日
- ・更新職員宛名番号
- ・転送先コード
- ・エラー__詳細コード
- ・パンチイメージ番号
- ・年度分
- ・処理コード
- ・入力区分
- ・パンチ生年月日
- ・年金所得
- ・源泉徴収税額計算値
- ・配偶者特別控除
- ・本人__特別障害
- ・本人__寡婦
- ・扶養__特定
- ・扶養__一般
- ・扶養__障害(その他)
- ・強制親区分
- ・エラー区分
- ・更新日
- ・更新端末番号
- ・転送日
- ・年少扶養人数
- ・算定団体コード
- ・資料番号
- ・徴収区分
- ・パンチ氏名カナ
- ・源泉徴収税額
- ・定率控除額
- ・控除対象配偶者あり
- ・本人__その他障害
- ・本人__寡夫
- ・扶養__同居老親
- ・扶養__障害(特別同居)
- ・控除__社会保険料
- ・本人__夫あり
- ・エラー内容
- ・更新時間
- ・転送区分
- ・年調区分
- ・非居住者である親族の数

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

個人住民税情報ファイル

1. 当初資料ファイル

○確定申告書、住民税申告書 (その1)

- ・宛名番号
- ・バッチ連番
- ・合算区分
- ・指定番号
- ・パンチ生年月日
- ・税務署連絡区分
- ・手入力区分
- ・所得__他事 (営業等内訳)
- ・所得__肉用牛 (免税・免外計)
- ・所得__利子
- ・所得__配当 (少額)
- ・所得__雑
- ・所得__総合短期
- ・所得__分離山林
- ・所得__分離短期軽減
- ・所得__分離長期 (居住)
- ・所得__分離先物取引
- ・総所得金額等
- ・先物取引繰越控除
- ・平均課税 (前々年変動所得)
- ・平均課税 (臨時所得)
- ・特別控除__短期
- ・特別控除__長期 (優良)
- ・特別控除__上場株式
- ・給与収入 (専従)
- ・本人__特別障害
- ・本人__寡婦
- ・本人__未成年
- ・控除対象配偶者あり (老人)
- ・扶養__特定
- ・扶養__障害 (特別同居)
- ・青色申告区分
- ・非課税所得区分 1
- ・控除__医療費
- ・控除__生命保険料
- ・控除__配偶者特別
- ・控除__扶養
- ・生命保険__支払額
- ・損害保険__長期支払額
- ・退職__所得税用退職所得
- ・所得税__控除__損害保険料
- ・所得税__控除__寄附金
- ・所得税__その他税額控除
- ・計算値__控除額合計
- ・計算値__所得税額
- ・収入__漁業 (営業等内数)
- ・収入__肉用牛
- ・収入__配当 (配当控除適用分)
- ・収入__雑
- ・収入__総合譲渡長期
- ・収入__分離短期
- ・収入__分離長期 (優良)
- ・収入__分離上場株式
- ・特例摘要条文長期
- ・エラー区分
- ・更新日
- ・更新端末番号
- ・併徴先判定区分
- ・転送日
- ・収入__配当 (私募証券)
- ・所得__配当 (一般外貨建等証券)
- ・住宅取得等特別控除
- ・年度分
- ・処理コード
- ・申告区分
- ・整理番号
- ・パンチ氏名カナ
- ・警告エラー無視サイン
- ・所得__営業等
- ・所得__漁業 (営業等内訳)
- ・所得__肉用牛 (免税売却価格)
- ・所得__配当 (配当控除適用分)
- ・所得__給与
- ・所得__譲渡一時
- ・所得__総合譲渡長期 (2分の1前)
- ・所得__分離事業雑
- ・所得__分離長期 (一般)
- ・所得__分離上場株式
- ・合計所得金額
- ・純損失の金額
- ・専従者控除__配偶者
- ・平均課税 (前年の変動所得)
- ・特別控除__一時
- ・特別控除__短期軽減
- ・特別控除__長期 (居住)
- ・特別控除__未公開株式
- ・給与 (特定控除)
- ・本人__その他障害
- ・本人__寡夫
- ・本人__夫あり
- ・配偶者所得
- ・扶養__老人同居
- ・扶養__障害 (特別合計)
- ・専従者__配偶者
- ・非課税所得金額 1
- ・控除__社会保険料
- ・控除__損害保険料
- ・控除__配偶者
- ・控除__障害 (扶養控除内数)
- ・生命保険__個人年金支払額
- ・所得控除__合計
- ・退職__勤続年数
- ・所得税__控除__生命保険料
- ・所得税__合計所得
- ・所得税__所得税額
- ・計算値__特別減税額
- ・収入__営業等
- ・収入__他事 (営業等内数)
- ・収入__不動産
- ・収入__配当 (配当控除適用無分)
- ・収入__一時
- ・収入__分離事業・雑
- ・収入__分離短期軽減
- ・収入__分離長期 (居住)
- ・収入__分離未公開株式
- ・特例摘要条文短期
- ・エラー内容
- ・更新時間
- ・配当割額
- ・転送区分
- ・所得__長期 (居住特例)
- ・収入__配当 (一般外貨建)
- ・所得税__外国税額控除
- ・翌年申告作成区分
- ・算定団体コード
- ・資料番号
- ・徴収区分
- ・受給者番号
- ・納税者番号
- ・強制課税区分
- ・所得__営業 (営業等内訳)
- ・所得__農業
- ・所得__不動産
- ・所得__配当 (配当控除適用無分)
- ・所得__公的年金
- ・所得__一時 (2分の1前)
- ・所得__退職
- ・所得__分離短期
- ・所得__分離長期 (優良)
- ・所得__分離未公開株式
- ・総所得金額
- ・雑損失の金額
- ・専従者控除__その他
- ・平均課税 (変動所得)
- ・特別控除__総合譲渡
- ・特別控除__長期 (一般)
- ・特別控除__山林
- ・給与収入 (一般)
- ・公的年金収入
- ・本人__老年者
- ・本人__勤労学生
- ・控除対象配偶者あり
- ・扶養__一般
- ・扶養__老人合計
- ・扶養__障害 (その他)
- ・専従者__その他
- ・控除__雑損
- ・控除__小規模企業共済等掛金
- ・控除__寄附金
- ・控除__本人
- ・控除__基礎
- ・損害保険__地震支払額
- ・退職__退職収入 (現年課税分)
- ・退職__障害区分
- ・所得税__控除__配偶者特別
- ・所得税__所得控除計
- ・計算値__合計所得金額
- ・計算値__特別減税額
- ・収入__営業 (営業等内数)
- ・収入__農業
- ・収入__利子
- ・収入__配当 (少額配当分)
- ・収入__総合譲渡短期
- ・収入__分離長期 (一般)
- ・収入__分離山林
- ・収入__分離先物取引
- ・特例摘要条文予備
- ・作成日
- ・更新職員宛名番号
- ・株式譲渡繰越損失
- ・転送先コード
- ・長期 (居住特例) の繰越損失
- ・所得__配当 (私募証券)
- ・所得税__住宅ローン控除
- ・住宅取得等特別控除計算値

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

個人住民税情報ファイル

1. 当初資料ファイル

○確定申告書、住民税申告書(その2)

- ・住宅取得等特別控除可能額
- ・調査コード
- ・金額予備10
- ・寄附金(共同募金・日赤支部)
- ・所得__分離上場配当
- ・算入強制区分
- ・還付申告区分
- ・特定寄附金
- ・認定NPO寄附金(税額控除適用分)
- ・金額予備項目12
- ・金額予備項目15
- ・新生命保険__個人年金支払額
- ・金額予備項目16
- ・金額予備項目19
- ・税源移譲減額計算値
- ・金額予備8
- ・譲渡割額
- ・寄附金(市条例指定)
- ・収入__分離上場配当
- ・強制親区分
- ・エラー詳細コード
- ・震災関連寄附金(限度額80%の分)
- ・寄附金控除(税額控除)
- ・金額予備項目13
- ・申告日時
- ・生命保険__介護医療支払額
- ・金額予備項目17
- ・金額予備項目20
- ・発送区分
- ・金額予備9
- ・寄附金(ふるさと納税)
- ・寄附金(都道府県条例指定)
- ・住宅取得等可能額(H21~)
- ・国税連携区分
- ・扶養__年少
- ・特定震災指定寄附金(税額控除適用)
- ・退職__特定役員区分
- ・金額予備項目14
- ・新生命保険__支払額
- ・医療費の支払額
- ・金額予備項目18
- ・寄附金(ワンストップ特例)

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

個人住民税情報ファイル

1. 当初資料ファイル

○扶養関係

- ・宛名番号
- ・扶養関係コード
- ・更新日
- ・更新端末番号

- ・年度分
- ・履歴連番
- ・更新時間
- ・照会区分

- ・扶養者宛名番号
- ・作成日
- ・更新職員宛名番号
- ・被扶養者宛名番号

○申告特例通知書

- ・宛名番号
- ・バッチ連番
- ・寄附先コード
- ・パンチ性別
- ・算入強制区分
- ・更新時間

- ・年度分
- ・処理コード
- ・パンチ氏名かな
- ・合計寄附金額
- ・作成日
- ・更新職員宛名番号

- ・算定団体コード
- ・資料番号
- ・パンチ生年月日
- ・入力日
- ・更新日
- ・更新端末番号

○記載番号情報

- ・宛名番号
- ・処理コード
- ・記載順
- ・更新日
- ・更新端末番号

- ・年度分
- ・合算区分
- ・記載個人番号
- ・更新時間

- ・バッチ連番
- ・対象区分
- ・作成日
- ・更新職員宛名番号

2. 障害者ファイル

○賦課期日情報

- ・宛名番号
- ・履歴連番
- ・生年月日
- ・番地
- ・行政区コード
- ・世帯主かな
- ・続柄名
- ・続柄コード2
- ・現存区分
- ・住民となる事由
- ・転出確定区分
- ・障害者区分1
- ・国保資格
- ・国民年金記号
- ・各種情報2
- ・申告書作成区分
- ・本人__老年者
- ・更新日
- ・更新端末番号
- ・住登外課税区分
- ・生保開始日
- ・発送管理1
- ・発送管理4
- ・発送管理7

- ・年度
- ・氏名カナ
- ・性別
- ・方書
- ・班コード
- ・世帯主氏名漢字
- ・続柄区分
- ・続柄コード3
- ・人格区分
- ・住民でなくなる日
- ・配偶者宛名番号
- ・障害者区分2
- ・介護保険資格
- ・国民年金番号
- ・各種情報3
- ・前年申告区分
- ・本人__未成年
- ・更新時間
- ・郵便番号
- ・市町村コード
- ・生保終了日
- ・発送管理2
- ・発送管理5

- ・算定団体コード
- ・氏名漢字
- ・町名
- ・地区コード
- ・世帯番号
- ・記載順位
- ・続柄コード1
- ・続柄コード4
- ・住民となる判定日
- ・住民でなくなる事由
- ・生活保護区分
- ・障害者区分3
- ・国民年金資格
- ・後期高齢資格
- ・各種情報4
- ・前年徴収区分
- ・作成日
- ・更新職員宛名番号
- ・郵便番号BC
- ・申告発送日
- ・詳細コード
- ・発送管理3
- ・発送管理6

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

個人住民税情報ファイル

3. 生活保護ファイル

○賦課期日情報

- | | | |
|----------|-----------|------------|
| ・宛名番号 | ・年度 | ・算定団体コード |
| ・履歴連番 | ・氏名カナ | ・氏名漢字 |
| ・生年月日 | ・性別 | ・町名 |
| ・番地 | ・方書 | ・地区コード |
| ・行政区コード | ・班コード | ・世帯番号 |
| ・世帯主かな | ・世帯主氏名漢字 | ・記載順位 |
| ・続柄名 | ・続柄区分 | ・続柄コード1 |
| ・続柄コード2 | ・続柄コード3 | ・続柄コード4 |
| ・現存区分 | ・人格区分 | ・住民となる判定日 |
| ・住民となる事由 | ・住民でなくなる日 | ・住民でなくなる事由 |
| ・転出確定区分 | ・配偶者宛名番号 | ・生活保護区分 |
| ・障害者区分1 | ・障害者区分2 | ・障害者区分3 |
| ・国保資格 | ・介護保険資格 | ・国民年金資格 |
| ・国民年金記号 | ・国民年金番号 | ・後期高齢資格 |
| ・各種情報2 | ・各種情報3 | ・各種情報4 |
| ・申告書作成区分 | ・前年申告区分 | ・前年徴収区分 |
| ・本人__老年人 | ・本人__未成年 | ・作成日 |
| ・更新日 | ・更新時間 | ・更新職員宛名番号 |
| ・更新端末番号 | ・郵便番号 | ・郵便番号BC |
| ・住登外課税区分 | ・市町村コード | ・申告発送日 |
| ・生保開始日 | ・生保終了日 | ・詳細コード |
| ・発送管理1 | ・発送管理2 | ・発送管理3 |
| ・発送管理4 | ・発送管理5 | ・発送管理6 |
| ・発送管理7 | | |

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

個人住民税情報ファイル

4. 年金特徴ファイル

○年金特徴対象者情報

- | | | |
|--------------|------------|---------------|
| ・ 捕捉年度 | ・ 宛名番号 | ・ データ区分 |
| ・ 履歴番号 | ・ レコード区分 | ・ 市町村コード |
| ・ 特別徴収義務者コード | ・ 通知内容コード | ・ 予備1 |
| ・ 特別徴収制度コード | ・ 作成年月日 | ・ 年金保険者用整理番号1 |
| ・ 年金コード | ・ 予備2 | ・ 生年月日 |
| ・ 性別 | ・ 氏名カナ | ・ 氏名漢字 |
| ・ 郵便番号 | ・ 住所カナ | ・ 住所漢字 |
| ・ 各種区分コード | ・ 処理結果コード | ・ 予備3 |
| ・ 各種年月日 | ・ 各種金額 1 | ・ 各種金額 2 |
| ・ 各種金額 3 | ・ 予備4 | ・ 年金保険者用整理番号2 |
| ・ 特徴開始月 | ・ 特徴開始期別 | ・ 特徴依頼日 |
| ・ 突合結果コード | ・ 突合区分 | ・ 特徴状態 |
| ・ レコード番号 | ・ システム作成日 | ・ 更新日 |
| ・ 更新時間 | ・ 更新職員宛名番号 | ・ 更新端末番号 |
| ・ 各種金額 4 | ・ 各種金額 5 | ・ 各種金額 6 |
| ・ 各種金額 7 | ・ 各種金額 8 | ・ 停止年月 |
| ・ 個人番号 | | |

○年金特徴受理情報（天引結果、中止結果）

- | | | |
|---------------|---------------|---------------|
| ・ 捕捉年度 | ・ 依頼周期 | ・ 依頼年月日 |
| ・ ファイル名 | ・ レコード区分 | ・ 市町村コード |
| ・ 特別徴収義務者コード | ・ 通知内容コード | ・ 予備1 |
| ・ 特別徴収制度コード | ・ 作成年月日 | ・ 年金保険者用整理番号1 |
| ・ 年金コード | ・ 予備2 | ・ 生年月日 |
| ・ 性別 | ・ 氏名カナ | ・ 氏名漢字 |
| ・ 郵便番号 | ・ 住所（カナ） | ・ 住所（漢字） |
| ・ 各種区分コード | ・ 処理結果コード | ・ 予備3 |
| ・ 各種年月日 | ・ 各種金額欄（金額 1） | ・ 各種金額欄（金額 2） |
| ・ 各種金額欄（金額 3） | ・ 予備4 | ・ 年金保険者用整理番号2 |
| ・ レコード番号 | ・ システム作成日 | ・ 更新日 |
| ・ 更新時間 | ・ 職員宛名番号 | ・ 端末番号 |
| ・ 各種金額 4 | ・ 各種金額 5 | ・ 各種金額 6 |
| ・ 各種金額 7 | ・ 各種金額 8 | ・ 停止年月 |
| ・ 個人番号 | | |

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

個人住民税情報ファイル

5. 課税台帳ファイル

○課税情報(その1)

- ・宛名番号
- ・履歴連番
- ・異動事由
- ・徴収区分
- ・受給者番号
- ・警告エラー無視サイン
- ・前住地課税区分
- ・所得__営業(営業等内訳)
- ・所得__農業
- ・所得__不動産
- ・所得__配当控除無分
- ・所得__公的年金
- ・所得__一時(2分の1前)
- ・所得__分離山林
- ・所得__分離短期
- ・所得__分離長期優良
- ・所得__分離未公開株式
- ・所得__特控後__短期
- ・所得__特控後__長期優良
- ・所得__特控後__未公開株式
- ・総所得金額等
- ・先物取引繰越控除
- ・前々年の変動所得
- ・臨時所得
- ・特別控除__総合譲渡
- ・特別控除__長期一般
- ・特別控除__山林
- ・給与収入(一般)
- ・本人__特別障害
- ・本人__寡婦
- ・本人__未成年
- ・控対配老人
- ・扶養__特定
- ・扶養__障害(特別同居)
- ・青色申告区分
- ・非課税所得区分1
- ・控除__医療費
- ・控除__生保
- ・控除__配偶者特別
- ・控除__扶養
- ・生命保険__支払額
- ・損害保険__旧長期
- ・退職__所得税用退職
- ・所得税__控除__損保
- ・所得税__控除__寄付金
- ・所得税__その他税額控除
- ・計算値__控除額合計
- ・計算値__所得税額
- ・課標__総合(実計)
- ・課標__退職
- ・課標__短期軽減
- ・課標__上場株式
- ・課標__合計
- ・市__山林
- ・市__短期
- ・市__長期優良
- ・市__未公開株式
- ・市__配当控除
- ・市__定率控除額
- ・市__減免額(所得割)
- ・県__総合
- ・県__退職
- ・年度分
- ・処理日
- ・異動事由補足
- ・指定番号
- ・納税者番号
- ・強制課税区分
- ・賦課所在地コード
- ・所得__他事(営業等内訳)
- ・所得__肉用牛
- ・所得__利子
- ・所得__配当(少額)
- ・所得__雑
- ・所得__総合短期
- ・所得__退職
- ・所得__分離短期軽減
- ・所得__分離長期居住
- ・所得__分離先物取引
- ・所得__特控後__短期軽減
- ・所得__特控後__長期居住
- ・合計所得金額
- ・純損失
- ・専従者控除__配偶者
- ・前年の変動所得
- ・特別控除__一時
- ・特別控除__短期
- ・特別控除__長期優良
- ・特別控除__上場株式
- ・給与(特定控除)
- ・本人__他障害
- ・本人__寡夫
- ・本人__夫あり
- ・配偶者所得
- ・扶養__老人同居
- ・扶養__障害(特別合計)
- ・専従者__配偶者
- ・非課税所得金額1
- ・控除__社会保険料
- ・控除__損保
- ・控除__配偶者
- ・控除__扶養障害
- ・生命保険__個人年金
- ・所得控除__合計
- ・退職__勤続年数
- ・所得税__控除__生保
- ・所得税__合計所得
- ・所得税__所得税額
- ・計算値__配当控除
- ・保育用所得税額
- ・課標__肉用牛
- ・課標__事業雑
- ・課標__長期優良
- ・課標__未公開株式
- ・市__総合
- ・市__退職
- ・市__短期軽減
- ・市__長期居住
- ・市__先物取引
- ・市__外国税額控除
- ・市__端数
- ・市__均等割
- ・県__肉用牛
- ・県__事業雑
- ・算定団体コード
- ・異動日
- ・申告区分
- ・整理番号
- ・税務署連絡区分
- ・手入力区分
- ・所得__営業等
- ・所得__漁業(営業等内訳)
- ・肉用牛売却価格
- ・所得__株式配当
- ・所得__給与
- ・所得__譲渡一時
- ・所得__総合譲渡長期
- ・所得__分離事業雑
- ・所得__分離長期一般
- ・所得__分離上場株式
- ・所得__特控後__山林
- ・所得__特控後__長期一般
- ・所得__特控後__上場株式
- ・総所得金額
- ・雑損失
- ・専従者控除__その他
- ・変動所得
- ・前々年の変動所得
- ・特別控除__短期軽減
- ・特別控除__長期居住
- ・特別控除__未公開株式
- ・公的年金収入
- ・本人__老年者
- ・本人__勤労学生
- ・控対配あり
- ・扶養__一般
- ・扶養__老人合計
- ・扶養__障害(その他)
- ・専従者__その他
- ・控除__雑損
- ・控除__小規模
- ・控除__寄付金
- ・控除__本人
- ・控除__基礎
- ・損害保険__地震
- ・退職__退職収入
- ・退職__障害区分
- ・所得税__控除__配偶者特別
- ・所得税__所得控除計
- ・計算値__合計所得金額
- ・計算値__特別減税額
- ・課標__総合
- ・課標__山林
- ・課標__短期
- ・課標__長期居住
- ・課標__先物取引
- ・市__肉用牛
- ・市__事業雑
- ・市__長期一般
- ・市__上場株式
- ・市__合計
- ・市__調整額
- ・市__所得割
- ・市__減免額(均等割)
- ・県__山林
- ・県__短期

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

個人住民税情報ファイル

5. 課税台帳ファイル

○課税情報(その2)

- ・ 県_期軽減
- ・ 県_長期居住
- ・ 県_先物取引
- ・ 県_外国税額控除
- ・ 県_端数
- ・ 県_均等割
- ・ 収入_営業等
- ・ 収入_他事(営業等内数)
- ・ 収入_不動産
- ・ 収入_配当(控除無分)
- ・ 収入_一時
- ・ 収入_分離事業雑
- ・ 収入_分離長期一般
- ・ 収入_分離山林
- ・ 収入_先物取引
- ・ 損益_分離短期軽減
- ・ 損益_分離長期優良
- ・ 損益_分離山林
- ・ 国保_繰越損失
- ・ 特例適用条文短期
- ・ 配当譲渡割の控除額(市町村)
- ・ 併徴元区分
- ・ 強制親区分
- ・ 更新時間
- ・ 市_老年者経過
- ・ 県_配当譲渡割控除不足額
- ・ 所得_分離長期居住特例
- ・ 収入_配当(一般外貨)
- ・ 強制発送区分
- ・ 資料番号
- ・ 市_住宅取得控除
- ・ 県_税源移譲税額控除
- ・ 住宅取得等可能額
- ・ 調査コード
- ・ 住宅用所得税額
- ・ 寄附金(共同募金・日赤支部)
- ・ 市_寄附金
- ・ 収入_分離上場配当課標_上場配当
- ・ 住宅借入金等可能額(H21~)
- ・ 翌年度用社保
- ・ 普徴減免開始月
- ・ 国外所得総額
- ・ 特定寄附金
- ・ 認定NPO寄附金
- ・ 金額予備項目12
- ・ 金額予備項目15
- ・ 生命保険_介護医療
- ・ 金額予備項目17
- ・ 金額予備項目20
- ・ 県民税 申告特例控除額(税額控除)
- ・ 県_長期一般
- ・ 県_上場株式
- ・ 県_合計
- ・ 県_調整額
- ・ 県_所得割
- ・ 県_減免額(均等割)
- ・ 収入_営業(営業等内数)
- ・ 収入_農業
- ・ 収入_利子
- ・ 収入_配当(少額配当分)
- ・ 収入_総合譲渡短期
- ・ 収入_分離短期
- ・ 収入_分離長期優良
- ・ 収入_分離上場株式
- ・ 損益_経常所得
- ・ 損益_総合譲渡短期
- ・ 損益_分離長期居住
- ・ 損益_退職
- ・ 国保_繰越損失軽減用
- ・ 特例適用条文予備
- ・ 配当譲渡割の控除額(県)
- ・ 転送区分
- ・ システム作成日
- ・ 更新職員宛名番号
- ・ 県_老年者経過
- ・ 市_調整控除額
- ・ 長期居住特例繰越損失
- ・ 所得_配当(私募)
- ・ 所得税_外国税額控除
- ・ 住宅取得等控除_入力値
- ・ 県_住宅取得控除
- ・ 翌年申告作成区分
- ・ 県_税源移譲_入力値
- ・ 上場配当繰越損失
- ・ 譲渡割額
- ・ 寄附金(市区町村条例指定)
- ・ 県_寄附金
- ・ 市_上場配当
- ・ 還付申告区分
- ・ 還付加算起算日
- ・ 特徴減免開始月
- ・ 外国所得税額
- ・ 震災関連寄附金
- ・ 寄附金税額控除
- ・ 金額予備項目13
- ・ 新生命保険_支払額
- ・ 医療費の支払額
- ・ 金額予備項目18
- ・ 寄附金(ワンストップ特例)
- ・ 県_長期優良
- ・ 県_未公開株式
- ・ 県_配当控除
- ・ 県_定率控除額
- ・ 県_減免額(所得割)
- ・ 差引年税額
- ・ 収入_漁業(営業等内数)
- ・ 収入_肉用牛
- ・ 収入_株式配当
- ・ 収入_雑
- ・ 収入_総合譲渡長期
- ・ 収入_分離短期軽減
- ・ 収入_分離長期居住
- ・ 収入_分離未公開株式
- ・ 損益_分離短期
- ・ 損益_分離長期一般
- ・ 損益_譲渡一時
- ・ 国保_推定所得
- ・ 特例適用条文長期
- ・ 配当割額
- ・ 決裁区分
- ・ 株式譲渡繰越損失
- ・ 更新日
- ・ 更新端末番号
- ・ 市_配当譲渡割控除不足額
- ・ 県_調整控除額
- ・ 収入_配当(私募)
- ・ 所得_配当(一般外貨)
- ・ 所得税_住宅ローン控除
- ・ 市_税源移譲_入力値
- ・ 市_税源移譲税額控除
- ・ 住宅取得等特別控除_計算値
- ・ 発送区分
- ・ 住宅用課税標準額
- ・ 寄附金(ふるさと納税)
- ・ 寄附金(都道府県条例指定)
- ・ 所得_分離上場配当
- ・ 県_上場配当
- ・ 翌年度用給与支払額
- ・ 減免区分
- ・ 減免率
- ・ 扶養_年少
- ・ 特定震災指定寄附金
- ・ 金額予備項目11
- ・ 金額予備項目14
- ・ 新生命保険_個人年金
- ・ 金額予備項目16
- ・ 金額予備項目19
- ・ 市民税 申告特例控除額(税額控除)

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

個人住民税情報ファイル

6. 事業所情報ファイル

○事業所情報

- ・科目コード
- ・大分類コード
- ・納付書出力区分
- ・作成日
- ・更新職員宛名番号
- ・公務員区分
- ・郵便作成区分
- ・普徴義務者区分
- ・個人事業主個人番号

- ・科目詳細コード
- ・中分類コード
- ・事業所ソート区分
- ・更新日
- ・更新端末番号
- ・納期特例区分
- ・国番
- ・事業所予備3

- ・宛名番号
- ・小分類コード
- ・連絡先
- ・更新時間
- ・共済区分
- ・総括はがき作成区分
- ・事業所予備1
- ・義務者取消区分

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

個人住民税情報ファイル (申告受付)

1. 当初資料ファイル

○給与支払報告書

- ・宛名番号
- ・バッチ連番
- ・合算区分
- ・指定番号
- ・パンチ氏名カナ
- ・給与収入一般
- ・給与所得
- ・源泉徴収税額内未納
- ・控除対象配偶者あり (老人)
- ・扶養__同居老親
- ・扶養__障害 (特別同居)
- ・控除__小規模企業共済等掛金
- ・控除__損害保険料
- ・前職分給与
- ・損害保険__長期支払額
- ・乙欄区分
- ・本人__老年者
- ・本人__勤労学生
- ・外国人
- ・算入強制区分
- ・併徴先判定区分
- ・作成日
- ・更新職員宛名番号
- ・転送区分
- ・年調区分
- ・住宅居住開始年月日 2
- ・住宅借入区分 1
- ・エラー詳細コード
- ・新生命保険__支払額
- ・住宅借入金等特別控除適用数
- ・16歳未満扶養親族の欄外記載有無
- ・年度分
- ・処理コード
- ・申告区分
- ・整理番号
- ・パンチ生年月日
- ・給与収入専従
- ・所得控除合計
- ・源泉徴収税額計算値
- ・配偶者特別控除
- ・扶養__老人合計
- ・扶養__障害 (特別合計)
- ・控除__社会保険料
- ・控除__住宅取得特別
- ・配偶者所得
- ・本人__夫あり
- ・本人__特別障害
- ・本人__寡婦
- ・死亡退職
- ・就退職区分
- ・強制親区分
- ・エラー区分
- ・更新日
- ・更新端末番号
- ・転送先コード
- ・住宅取得等特別控除可能額
- ・住宅借入金等年末残高 1
- ・住宅借入区分 2
- ・住宅借入区分 3
- ・年少扶養人数
- ・新生命保険__個人年金支払額
- ・非居住者である親族の数
- ・パンチイメージ番号
- ・算定団体コード
- ・資料番号
- ・徴収区分
- ・受給者番号
- ・専給区分
- ・給与特定控除
- ・源泉徴収税額
- ・控除対象配偶者あり
- ・扶養__特定
- ・扶養__一般
- ・扶養__障害 (その他)
- ・控除__生命保険料
- ・定率控除額
- ・生命保険__個人年金支払額
- ・本人__未成年
- ・本人__その他障害
- ・本人__寡夫
- ・災害者
- ・就退職年月日
- ・警告エラー無視サイン
- ・エラー内容
- ・更新時間
- ・国民年金保険料等
- ・転送日
- ・住宅居住開始年月日 1
- ・住宅借入金等年末残高 2
- ・住宅借入区分 3
- ・生命保険__支払額
- ・生命保険__介護医療支払額
- ・控除対象扶養親族の欄外記載有無

○年金支払報告書

- ・宛名番号
- ・バッチ連番
- ・合算区分
- ・指定番号
- ・年金収入
- ・源泉徴収税額内未納
- ・配偶者所得
- ・控除対象配偶者あり (老人)
- ・本人__老年者
- ・本人__勤労学生
- ・扶養__老人合計
- ・扶養__障害 (特別合計)
- ・算入強制区分
- ・警告エラー無視サイン
- ・作成日
- ・更新職員宛名番号
- ・転送先コード
- ・エラー詳細コード
- ・パンチイメージ番号
- ・年度分
- ・処理コード
- ・入力区分
- ・パンチ生年月日
- ・年金所得
- ・源泉徴収税額計算値
- ・配偶者特別控除
- ・本人__特別障害
- ・本人__寡婦
- ・扶養__特定
- ・扶養__一般
- ・扶養__障害 (その他)
- ・強制親区分
- ・エラー区分
- ・更新日
- ・更新端末番号
- ・転送日
- ・年少扶養人数
- ・算定団体コード
- ・資料番号
- ・徴収区分
- ・パンチ氏名カナ
- ・源泉徴収税額
- ・定率控除額
- ・控除対象配偶者あり
- ・本人__その他障害
- ・本人__寡夫
- ・扶養__同居老親
- ・扶養__障害 (特別同居)
- ・控除__社会保険料
- ・本人__夫あり
- ・エラー内容
- ・更新時間
- ・転送区分
- ・年調区分
- ・非居住者である親族の数

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

個人住民税情報ファイル (申告受付)

1. 当初資料ファイル

○申告受付情報 (その1)

- ・年分
- ・算定団体コード
- ・処理コード
- ・合算区分
- ・指定番号
- ・パンチ生年月日
- ・税務署連絡区分
- ・手入力区分
- ・所得_漁業
- ・所得_他事
- ・所得_配当株式
- ・所得_配当私募証券
- ・所得_公的年金
- ・所得_総合譲渡長期2分1前
- ・所得_譲渡一時
- ・所得_分離短期
- ・所得_分離長期特定
- ・所得_分離未公開株式
- ・所得_分離山林
- ・収入_農業
- ・収入_他事
- ・収入_配当株式
- ・収入_配当私募証券
- ・収入_給与専従
- ・収入_雑
- ・収入_一時
- ・収入_分離短期
- ・収入_分離長期特定
- ・収入_上場株式
- ・収入_分離退職
- ・退職障害起因区分
- ・非課税所得区分1
- ・特控_短期
- ・特控_長期特定
- ・特控_有価上場
- ・損益_分離短期
- ・損益_分離長期一般
- ・損益_譲渡一時
- ・純損失の金額
- ・先物取引本年繰損
- ・長期居住特例繰損
- ・配偶者所得
- ・変動所得
- ・配当他住民税ベース
- ・雑損控除
- ・小規模控除
- ・地震保険料控除
- ・高齢者控除
- ・障害者控除
- ・基礎控除
- ・損保長期支払額
- ・生保住民税ベース
- ・雑損住民税ベース
- ・高齢者住民税ベース
- ・総所得金額住民税
- ・課税総合
- ・課税超短期
- ・課税長期一般
- ・課税未公開株式
- ・課税山林
- ・税額総合
- ・税額短期
- ・年度分
- ・履歴連番
- ・決定区分
- ・申告区分
- ・整理番号
- ・パンチ氏名カナ
- ・警告エラー無視
- ・所得_営業
- ・所得_肉用牛
- ・所得_不動産
- ・所得_配当その他
- ・所得_配当一般外貨
- ・所得_雑
- ・表示用一時所得
- ・所得_分離事業雑
- ・所得_分離短期軽減
- ・所得_分離長期軽減
- ・所得_分離上場株式
- ・所得_分離退職
- ・収入_漁業
- ・収入_不動産
- ・収入_配当その他
- ・収入_配当一般外貨
- ・給与特定控除
- ・収入_総合譲渡短期
- ・収入_分離事業雑
- ・収入_分離短期軽減
- ・収入_分離長期軽減
- ・収入_先物取引
- ・退職収入支払年度
- ・退職返却区分
- ・特控_総合譲渡
- ・特控_短期軽減
- ・特控_長期軽減
- ・特控_山林
- ・損益_分離短期軽減
- ・損益_分離長期特定
- ・損益_分離山林
- ・雑損失の金額
- ・株式翌年繰越損失
- ・専従控除配偶者
- ・前々年変動所得
- ・臨時所得
- ・配当私募証券住民税ベース
- ・医療費控除
- ・生命保険料控除
- ・寄附金控除
- ・寡婦控除
- ・配偶者控除
- ・生命保険支払額
- ・損保短期支払額
- ・損保住民税ベース
- ・医療費住民税ベース
- ・配所住民税ベース
- ・総所得金額等住民税
- ・課税総合実計
- ・課税短期
- ・課税長期特定
- ・課税上場株式
- ・課税退職
- ・税額事業雑
- ・税額短期軽減
- ・宛名番号
- ・バッチ連番
- ・資料番号
- ・徴収区分
- ・受給者番号
- ・納税者番号
- ・強制課税区分
- ・所得_農業
- ・所得_肉用牛売却
- ・所得_利子
- ・所得_少額配当
- ・所得_給与
- ・所得_総合譲渡短期
- ・所得_一時2分1前
- ・所得_分離超短期
- ・所得_分離長期一般
- ・所得_分離居住特例
- ・所得_分離先物取引
- ・収入_営業
- ・収入_肉用牛
- ・収入_利子
- ・収入_少額配当
- ・収入_給与一般
- ・収入_公的年金
- ・収入_総合譲渡長期
- ・収入_分離超短期
- ・収入_分離長期一般
- ・収入_未公開株式
- ・収入_分離山林
- ・退職勤続年数
- ・非課税所得金額1
- ・特控_一時
- ・特控_長期一般
- ・特控_有価未公開
- ・損益_経常所得
- ・損益_総合譲渡短期
- ・損益_分離長期軽減
- ・損益_分離退職
- ・株式本年繰越損失
- ・先物取引翌年繰損
- ・専従控除その他
- ・前年変動所得
- ・配当株式住民税ベース
- ・配当一般外貨住民税ベース
- ・社会保険料控除
- ・損害保険料控除
- ・配偶者特別控除
- ・勤労学生控除
- ・扶養控除
- ・個人年金支払額
- ・地震保険支払額
- ・配特住民税ベース
- ・寄附金住民税ベース
- ・合計所得金額住民税
- ・所得控除合計額住民税
- ・課税事業雑
- ・課税短期軽減
- ・課税長期軽減
- ・課税先物取引
- ・課税肉用牛
- ・税額超短期
- ・税額長期一般

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

個人住民税情報ファイル (申告受付)

1. 当初資料ファイル

○申告受付情報 (その2)

- ・ 税額長期特定
- ・ 税額上場株式
- ・ 税額退職
- ・ 総所得金額
- ・ 所得税一次金額
- ・ 住宅取得等特別控除
- ・ 差引所得税
- ・ 所得税
- ・ 源泉徴収内未納
- ・ 本人_未成年
- ・ 本人_老年者
- ・ 本人_勤労学生
- ・ 控対配特障同居
- ・ 扶養_一般
- ・ 扶養_老人合計
- ・ 扶養_その他障害
- ・ 専従その他
- ・ 特例条文長期
- ・ かふ事由
- ・ 第2期納税額
- ・ 期限内納付額
- ・ 屋号
- ・ 賦課所在地コード
- ・ 併徴元区分
- ・ 転送日
- ・ 申告者氏名
- ・ 金額予備3
- ・ 金額予備6
- ・ 金額予備9
- ・ 文字予備2
- ・ 文字予備5
- ・ サイン予備3
- ・ 作成日
- ・ 更新職員宛名番号
- ・ 住宅取得等特別控除
- ・ 譲渡割額
- ・ 寄附金 (共同募金・日赤支部)
- ・ 所得_分離上場配当
- ・ 税額上場配当
- ・ 住宅借入金等可能額 (H21~)
- ・ 新生命保険支払額
- ・ 復興特別所得税額
- ・ 税額長期軽減
- ・ 税額先物取引
- ・ 税額肉用牛
- ・ 総所得金額等
- ・ 投資リース控除
- ・ 政党等寄附金控除
- ・ 災害減免額
- ・ 特別減税
- ・ 申告納税額
- ・ 本人_特別障害
- ・ 本人_寡婦
- ・ 控対配
- ・ 控対配特障合計
- ・ 扶養_特定
- ・ 扶養_特障同居
- ・ 青色申告区分
- ・ 青色申告特別控除額
- ・ 特例条文予備
- ・ 勤労学生の学校
- ・ 第3期納税額
- ・ 申告
- ・ 電話番号
- ・ 所得税実徴収額
- ・ 転送区分
- ・ エラー区分
- ・ 金額予備1
- ・ 金額予備4
- ・ 金額予備7
- ・ 金額予備10
- ・ 文字予備3
- ・ サイン予備1
- ・ サイン予備4
- ・ 更新日
- ・ 更新端末番号
- ・ 計算一住宅取得等特別控除
- ・ 寄附金 (ふるさと納税)
- ・ 寄附金 (市区町村条例指定)
- ・ 収入_分離上場配当
- ・ 住宅特定改修特別控除
- ・ 上場配当繰越控除
- ・ 新個人年金支払額
- ・ 所得税及び復興特別所得税
- ・ 税額未公開株式
- ・ 税額山林
- ・ 合計所得金額
- ・ 所得控除合計額
- ・ 配当控除
- ・ 住宅耐震特別控除
- ・ 外国税額控除
- ・ 源泉徴収税額
- ・ 本人_夫あり
- ・ 本人_その他障害
- ・ 本人_寡夫
- ・ 控対配老人
- ・ 控対配その他障害
- ・ 扶養_同居老親
- ・ 扶養_特障合計
- ・ 専従配偶者
- ・ 特例条文短期
- ・ 予想住民税額
- ・ 第1期納税額
- ・ 延滞届出額
- ・ 税務署受付区分
- ・ 配当譲渡割控除額
- ・ 家内労働計算区分
- ・ 転送先コード
- ・ エラー内容
- ・ 金額予備2
- ・ 金額予備5
- ・ 金額予備8
- ・ 文字予備1
- ・ 文字予備4
- ・ サイン予備2
- ・ サイン予備5
- ・ 更新時間
- ・ 電子証明書特別控除
- ・ 住宅取得控除可能額
- ・ 寄附金 (都道府県条例指定)
- ・ 課税標準額_上場配当
- ・ 認定長期優良住宅新築等控除
- ・ 扶養_年少
- ・ 介護医療支払額

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

個人住民税情報ファイル（申告受付）

1. 当初資料ファイル

○扶養関係

- | | | |
|----------|-------|-----------|
| ・宛名番号 | ・年度分 | ・扶養者宛名番号 |
| ・扶養関係コード | ・履歴連番 | ・作成日 |
| ・更新日 | ・更新時間 | ・更新職員宛名番号 |
| ・更新端末番号 | ・照会区分 | ・被扶養者宛名番号 |

○申告特例通知書

- | | | |
|---------|-----------|----------|
| ・宛名番号 | ・年度分 | ・算定団体コード |
| ・バッチ連番 | ・処理コード | ・資料番号 |
| ・寄附先コード | ・パンチ氏名かな | ・パンチ生年月日 |
| ・パンチ性別 | ・合計寄附金額 | ・入力日 |
| ・算入強制区分 | ・作成日 | ・更新日 |
| ・更新時間 | ・更新職員宛名番号 | ・更新端末番号 |

○記載番号情報

- | | | |
|---------|---------|-----------|
| ・宛名番号 | ・年度分 | ・バッチ連番 |
| ・処理コード | ・合算区分 | ・対象区分 |
| ・記載順 | ・記載個人番号 | ・作成日 |
| ・更新日 | ・更新時間 | ・更新職員宛名番号 |
| ・更新端末番号 | | |

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

収納消込情報ファイル

1. 調定ファイル

- | | | |
|----------|----------|----------|
| ・科目コード | ・科目詳細コード | ・算定団体コード |
| ・期割団体コード | ・団体内外区分 | ・調定年度 |
| ・年度分 | ・現年過年区分 | ・通知書番号 |
| ・論理期別 | ・年月 | ・管理人宛名番号 |
| ・宛名番号 | ・管理人区分 | ・調定額 |
| ・不納欠損額 | ・履歴連番 | ・異動日 |
| ・取得区分 | | |

2. 収納履歴ファイル

- | | | |
|----------|------------|-----------|
| ・科目コード | ・延滞金 | ・収納額から収納額 |
| ・科目詳細コード | ・前納報奨金 | ・収納額から督促料 |
| ・算定団体コード | ・還付加算金 | ・収納額から延滞金 |
| ・期割団体コード | ・会計年度 | ・督促料から収納額 |
| ・団体内外区分 | ・会計年度督促手数料 | ・督促料から督促料 |
| ・調定年度 | ・会計年度延滞金 | ・督促料から延滞金 |
| ・年度分 | ・決算区分 | ・延滞金から収納額 |
| ・通知書番号 | ・歳出還付区分 | ・延滞金から督促料 |
| ・論理期別 | ・OCRID | ・延滞金から延滞金 |
| ・収納日 | ・口座登録連番 | ・払込日 |
| ・支所コード | ・充当科目コード | ・払込時刻 |
| ・冊号 | ・充当科目詳細コード | ・本部コード |
| ・入力連番 | ・充当算定団体コード | ・店舗コード |
| ・入力連番内連番 | ・充当期割団体コード | ・送金予定日 |
| ・領収日 | ・充当団体内外区分 | ・滞納管理1 |
| ・納付方法 | ・充当調定年度 | ・滞納管理2 |
| ・収納区分 | ・充当年度分 | ・収納額 |
| ・充当通知書番号 | ・督促手数料 | ・充当論理期別 |

3. 滞納処分ファイル

- | | | |
|----------|----------|----------|
| ・科目コード | ・処分区分 | ・科目詳細コード |
| ・処分理由 | ・算定団体コード | ・処分取消日 |
| ・期割団体コード | ・処分取消区分 | ・団体内外区分 |
| ・処分取消理由 | ・調定年度 | ・滞納区分 |
| ・年度分 | ・滞納管理1 | ・通知書番号 |
| ・滞納管理2 | ・論理期別 | ・処分調定 |
| ・処分日 | ・処分督促 | ・処分コード |
| ・処分延滞 | | |

4. 納税組合員ファイル

- | | | |
|--------|----------|--------|
| ・科目コード | ・科目詳細コード | ・宛名番号 |
| ・納組開始日 | ・納組終了日 | ・納組コード |

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

滞納整理情報ファイル

1. 調定ファイル

- ・科目コード
- ・期割団体コード
- ・年度分
- ・論理期別
- ・宛名番号
- ・不納欠損額
- ・取得区分
- ・科目詳細コード
- ・団体内外区分
- ・現年過年区分
- ・年月
- ・管理人区分
- ・履歴連番
- ・算定団体コード
- ・調定年度
- ・通知書番号
- ・管理人宛名番号
- ・調定額
- ・異動日

2. 収納履歴ファイル

- ・科目コード
- ・科目詳細コード
- ・算定団体コード
- ・期割団体コード
- ・団体内外区分
- ・調定年度
- ・年度分
- ・通知書番号
- ・論理期別
- ・収納日
- ・支所コード
- ・冊号
- ・入力連番
- ・入力連番内連番
- ・領収日
- ・納付方法
- ・収納区分
- ・充当通知書番号
- ・延滞金
- ・前納報奨金
- ・還付加算金
- ・会計年度
- ・会計年度督促手数料
- ・会計年度延滞金
- ・決算区分
- ・歳出還付区分
- ・OCRID
- ・口座登録連番
- ・充当科目コード
- ・充当科目詳細コード
- ・充当算定団体コード
- ・充当期割団体コード
- ・充当団体内外区分
- ・充当調定年度
- ・充当年度分
- ・督促手数料
- ・収納額から収納額
- ・収納額から督促料
- ・収納額から延滞金
- ・督促料から収納額
- ・督促料から督促料
- ・督促料から延滞金
- ・延滞金から収納額
- ・延滞金から督促料
- ・延滞金から延滞金
- ・払込日
- ・払込時刻
- ・本部コード
- ・店舗コード
- ・送金予定日
- ・滞納管理1
- ・滞納管理2
- ・収納額
- ・充当論理期別

3. 滞納処分ファイル

- ・科目コード
- ・期割団体コード
- ・年度分
- ・処分日
- ・処分理由
- ・処分取消理由
- ・滞納管理2
- ・処分延滞
- ・更新時間
- ・科目詳細コード
- ・団体内外区分
- ・通知書番号
- ・処分コード
- ・処分取消日
- ・滞納区分
- ・処分調定
- ・作成日
- ・更新職員宛名番号
- ・算定団体コード
- ・調定年度
- ・論理期別
- ・処分区分
- ・処分取消区分
- ・滞納管理1
- ・処分督促
- ・更新日
- ・更新端末番号

4. 交渉記録ファイル

- ・番号
- ・入力日
- ・面談者
- ・入金予定額
- ・予実結果
- ・履歴
- ・担当氏名
- ・帳票コード2
- ・更新時間
- ・科目グループコード
- ・入力時刻
- ・予実日
- ・担当者宛名番号
- ・徴収区分
- ・不履行
- ・内容区分
- ・作成日
- ・職員番号
- ・宛名番号
- ・場所
- ・予実時刻
- ・訪問内容
- ・関連番号
- ・重要度
- ・帳票コード1
- ・更新日
- ・端末番号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)個人住民税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口において届出内容や身分証明書等の本人確認書類の確認を厳格に行う。 ・申請者が誤った情報を記載することがないよう、記載台に見本を掲示する。 ・他市町村からの情報の入手については、内容を精査し、一意性に疑問が生ずる時は、該当市町村に照会を行う。 ・他システムとの連携により入手する場合には、必要な情報以外は連携されないことをシステム上で担保する。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 20px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> </div> </div> <div style="margin-left: 100px;">3) 課題が残されている</div>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【不適切な方法で入手が行われるリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民からの情報は定められた窓口で入手するなど、複数の職員の目の触れる場所で行うこととしている。 ・他自治体への照会に関する事務では、公文書での調査依頼、調査結果の受領により行っており、その方法以外での照会は行っていない。 ・ユーザーID及びパスワードによる認証を実施することで、システムを利用する職員を限定し、各ユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限する。 <p>【入手した特定個人情報が不正確であるリスク】 (入手の際の本人確認の措置の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口において、対面で本人確認書類による本人確認を行う。 <p>(特定個人情報の正確性確保の措置の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保する。 ・システムへの入力、届出内容の入力から確定前の帳票を含む確認、審査まで、複数人による確認作業を経て登録する。 <p>【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付カウンターに衝立を設置し、隣席からは手元が見えないようにし、不必要な大声で対応を行わないようにしている。 ・受付カウンターと待合スペースには適当な距離を確保している。 ・受付時にやり取りしたメモ等は、当該受付処理後にはカウンターから片付け、端末等での処理終了後には確実にシュレッダー処理を行っている。 ・他自治体との情報のやり取りは相互で発送記録が残る形で行うこととしている。 ・住民からの届出書等については、端末等での処理終了後には鍵付きの部屋や入退室管理を行っている書庫に保管している。 ・他システムとの通信ネットワークは外部と直接接続できない仕組みである。 ・セキュリティポリシーで外部への持ち出しを禁止する等の漏えい・紛失防止措置を講じるとともに、同内容の周知を図る。 	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	(宛名システム等における措置の内容) <ul style="list-style-type: none"> ・業務上必要でない情報へ不要なアクセスができないよう、利用権限等の設定を行う。 ・番号利用が認められていない所属からは統合宛名システムへアクセスができないよう制御を行う。 (事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容) <ul style="list-style-type: none"> ・業務上必要でない情報へ不要なアクセスができないよう、利用権限等の設定を行う。 ・番号利用が認められていない所属からは個人番号を参照できないよう制御を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザーID及びパスワードによる認証を実施する。 ・ユーザー毎に利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。 ・なりすましによる不正を防止するため、ユーザーID及びパスワードの共有を禁止するとともに、パスワードに一定の有効期限を設ける。
その他の措置の内容	(アクセス権限の発行・失効の管理) <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限の発行等は情報管理課長のみ行うことができ、特定個人情報を閲覧又は更新する必要のある所属の長はユーザーID及びパスワードの付与申請を行う運用とする。 ・職員の異動等が発生した際には、当該職員のアクセス権限情報を確認し、業務上不要となったものについては廃止の登録を行う。 (アクセス権限の管理) <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限の発行等は情報管理課長のみ行うことができ、特定個人情報を閲覧又は更新する必要のある所属の長はユーザーID及びパスワードの付与申請を行う運用とする。 ・職員の異動等が発生した際には、当該職員のアクセス権限情報を確認し、業務上不要となったものについては廃止の登録を行う。 (特定個人情報の使用の記録) <ul style="list-style-type: none"> ・システムへのログイン・ログアウトの記録、個人を特定した検索及び操作ログの記録を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【従業者が業務外で使用するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者へ「eラーニング(インターネットを利用した学習)」を受講させるなど、情報セキュリティへの意識啓発を行っている。 ・特設会場窓口を設置する際は、受付時間外は端末を鍵のかかった部屋に保管している。 ・全職員を対象とした情報セキュリティに関する研修等において、業務外利用の禁止等について指導を徹底する。 ・他市町村や行政機関において発生したセキュリティ事故等があれば、本市での発生を防止するため、庁内で情報共有する。 ・システムの操作ログを記録していることを周知し、業務外の利用を抑止する。 <p>【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象とした情報セキュリティに関する研修等において、複製の禁止等について指導を徹底する。 ・バックアップ処理や外部媒体への書き出しといった複製は、限られた者のみしか行えないようシステムで制御する。 ・操作ログを記録し、不正操作を防止する。 <p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他人の目に触れるような場所にパスワードのメモを置かない等の対策により、パスワードの管理を徹底する。 ・職員が席を離れる場合は、ICカードを抜く等の「コンピュータロック」と机の上に個人情報が記録されたものを放置しない「クリアデスクポリシー」を徹底する。 ・不正な操作がないか、業務上必要のない検索又は抽出等が行われていないかなどを確認するため、適宜操作ログをチェックする。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p><総合行政システム保守以外></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託業務作業外の職員、第三者への提供、開示、漏えいの禁止。 ・目的外利用の禁止。 ・無断複製の禁止。 ・契約終了後の返還、廃棄、消去。 ・セキュリティ事故発生時の報告。 ・安全管理体制の報告、資料提出。 ・厳重な保管。 ・再委託に係る規定。 <p><総合行政システム保守></p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負う ・情報が不要となったときまたは要請があったときに情報の返還または消去などの必要な措置を講じる ・個人情報の取扱いについてチェックを行った上で契約満了時に報告をする ・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる ・再委託の禁止
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・再委託が必要な場合は、委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認を取り付け承認を行うこととしている。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・外部委託業者を選定する際、先方の情報保護管理体制を確認する。 ・業務実施場所を庁舎内に限定し、情報の外部持ち出しを禁止する。 ・コンピュータ室への入室は書面による事前申請で許可を得た者以外は認めない。 ・セキュリティポリシーに基づき、コンピュータ室への私物の無断持込を禁止する。 ・システムへのアクセスログを記録する。 ・委託業者へのデータ提供、委託業者からの返却にあたっては、授受簿による管理を行い、契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定の遵守を徹底している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・他システムとの連携により情報を提供・移転する場合は、番号法及び条例で定められた相手方に対し、許可された情報のみが連携されるよう、システム上で担保する。 ・その他の場合は都度、事前に書面による申請を求め、法的根拠等を判断し、承認を得たもののみ情報を提供・移転する運用とする。 ・特別徴収の通知（電子媒体・紙）のやり取りは、授受の記録が残る形で行う。
その他の措置の内容	・システム上、どの職員が、どの端末から、どの特定個人情報ファイルに、いつアクセスしたか、全て記録する仕組みとする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーでは、番号法別表第2に規定される「情報照会者、情報提供者、事務、特定個人情報の組み合わせを定義した情報」(プレフィックス情報)により照会・提供の可否を判断し、目的外入手を制御する仕組みとなっている。 ・情報提供ネットワークシステムを介した情報の連携において、情報提供ネットワークシステム側及び本市の統合宛名システムにて記録を残すとともに、情報管理課長が定期的に確認を行う。 ・適切な権限を持つ職員のみが情報提供の求めを行うことができるよう、職員や操作する端末を限定する。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><山口市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーへの業務システムからバッチ処理によって情報を登録する際に、いつ、どの処理が、どの特定個人情報を登録したのか全て記録される仕組みとなっている。 ・中間サーバーから他機関へ提供される場合には、どの特定個人情報を、いつ、どこの機関へ、何のために提供したのか記録される仕組みとなっている。 ・市内連携システムでは、番号法及び条例上定められた提供・移転以外は受け付けられない仕組みとする。またシステム上、提供が認められなかった場合についても記録を残す。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【不適切な方法で提供されるリスク】

＜山口市における措置＞

- ・特定の権限者以外は提供できず、また提供の記録が逐次保存される仕組みが確立した庁内連携システムを用いる。
- ・情報提供ネットワーク及び中間サーバーは、番号法別表第2に規定される「情報照会者、情報提供者、事務、特定個人情報の組み合わせを定義した情報」(プレフィックス情報)により、提供の可否を判断している。
- ・他の提供先機関との通信では、情報提供ネットワークにより相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転は行われない仕組みとなっている。
- ・中間サーバー接続端末等は、既存の庁内ネットワークと異なるセグメントにおいて運用する。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。
- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

【誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク】

＜山口市における措置＞

- ・庁内連携システムにおいて、当該事務で保有する情報を全て伝送することはできず、番号法及び条例に基づき認められる情報のみ伝送する仕組みとする。

- ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクについて、情報連携の相手先は法令に定められた機関に限定されており、情報提供ネットワークにより、提供先の正当性が担保される。

- ・情報連携するために中間サーバーに登録する情報が、常に最新かつ正確な情報であることを確認するように手順を定める。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。
- ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。

- ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。

- (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

その他、情報提供ネットワークとの接続にあたり、以下の措置を講じる。

＜山口市における措置＞

- ・庁内連携システム等では、中間サーバーへ当該事務で保有する情報を全て伝送することはできず、番号法及び条例に基づき認められる情報のみ伝送する仕組みとする。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<p>(物理的対策)</p> <p><山口市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報を扱う職員が離席する際は、パソコンから特定個人情報が見えない状態にし、特定個人情報を記した書類は机上に放置しない。 記録媒体の使用ルールの徹底、ウイルスに対する意識啓発に取り組んでいる。 サーバやデータ・プログラム等記憶媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する場所は、他の部屋と区分し、それ専用とする。 サーバ設置場所、端末設置場所、記憶媒体の保管場所を施錠管理する。 出入口の場所を限定すると共に、ICカードによる入退室管理を行う。 監視カメラを設置し、サーバ設置場所への入退室者を管理する。 コンピュータ室は、新耐震基準に基づいて設計、施工された施設内に設置する。 停電(落雷等)によるデータ消失を防止するため、コンピュータ室の非常用電源やサーバの無停電電源装置を設置する。 火災によるデータ消失を防止するため、施設内に消火設備を完備する。 サーバの安定稼働のため、コンピュータ室内を空調管理する。 セキュリティポリシーに基づき、コンピュータ室への私物の無断持込を禁止する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <p>(技術的対策)</p> <p><山口市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> コンピュータウイルス監視ソフトを導入し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。 ウイルスのパターンファイルを定期的に更新し、新種のウイルスに対策する。 セキュリティポリシーに基づき、コンピュータウイルス等の対策を行う場合の手順書を定める。 コンピュータウイルス、セキュリティホールに関する情報を確認し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるか確認する。 ファイアウォールによるネットワーク制限を行う。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>その他、特定個人情報の保管・消去にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> バックアップの仕組みなど安全管理体制を確立し、必要な規程の整備を行う。 保存期間が経過した特定個人情報が記載された紙媒体については、職員がシュレッダーによる裁断処理を行っている。 保管期間が過ぎた特定個人情報は、システムにおいて削除操作を実施する。また、消去の際はその記録を作成し、保存する。 		

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><山口市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会等に積極的に参加し、研修内容の情報共有を図ると共に、職場内で活用できる手法等は可能な限り取り入れるようにしている。 ・新規異動者(臨時、嘱託職員:含む)に対し、異動当初に個人情報の取扱いに関する指導を実施する。 ・全職員を対象とし、情報セキュリティに関する教育及び研修を定期的を実施する。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象とする。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 収納消込情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口において届出内容や身分証明書等の本人確認書類の確認を厳格に行う。 ・他市町村からの情報の入手については、内容を精査し、一意性に疑問が生ずる時は、該当市町村に照会を行う。 ・他システムとの連携により入手する場合には、必要な情報以外は連携されないことをシステム上で担保する。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 10px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> </div> </div> <div style="margin-left: 10px;">3) 課題が残されている</div>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【不適切な方法で入手が行われるリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報は、本人又は代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人又は代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。 ・ユーザーID及びパスワードによる認証を実施することで、システムを利用する職員を限定し、各ユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限する。 <p>【入手した特定個人情報が不正確であるリスク】 （入手の際の本人確認の措置の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口において、対面で本人確認書類による本人確認を行う。 <p>（特定個人情報の正確性確保の措置の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保する。 ・システムへの入力、届出内容の入力から確定前の帳票を含む確認、審査まで、複数人による確認作業を経て登録する。 <p>【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民からの届出書については、特定個人情報の漏洩及び紛失を防止するために、入力及び照合審査した後は施錠管理された執務室内に保管する。 ・受付時の個人情報が書かれたメモ等は、当該受付処理終了時にはカウンターから片づけ、シュレッダー専用箱に入れておき、まとめて確実に処理を行う。 ・他システムとの通信ネットワークは外部と直接接続できない仕組みである。 ・セキュリティポリシーで外部への持ち出しを禁止する等の漏えい・紛失防止措置を講じるとともに、同内容の周知を図る。 	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	(宛名システム等における措置の内容) <ul style="list-style-type: none"> ・業務上必要でない情報へ不要なアクセスができないよう、利用権限等の設定を行う。 ・番号利用が認められていない所属からは統合宛名システムへアクセスができないよう制御を行う。 (事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容) <ul style="list-style-type: none"> ・業務上必要でない情報へ不要なアクセスができないよう、利用権限等の設定を行う。 ・番号利用が認められていない所属からは個人番号を参照できないよう制御を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザーID及びパスワードによる認証を実施する。 ・ユーザー毎に利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。 ・なりすましによる不正を防止するため、ユーザーID及びパスワードの共有を禁止するとともに、パスワードに一定の有効期限を設ける。
その他の措置の内容	(アクセス権限の発行・失効の管理) <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限の発行等は情報管理課長のみ行うことができ、特定個人情報を閲覧又は更新する必要のある所属の長はユーザーID及びパスワードの付与申請を行う運用とする。 ・職員の異動等が発生した際には、当該職員のアクセス権限情報を確認し、業務上不要となったものについては廃止の登録を行う。 (アクセス権限の管理) <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限の発行等は情報管理課長のみ行うことができ、特定個人情報を閲覧又は更新する必要のある所属の長はユーザーID及びパスワードの付与申請を行う運用とする。 ・職員の異動等が発生した際には、当該職員のアクセス権限情報を確認し、業務上不要となったものについては廃止の登録を行う。 (特定個人情報の使用の記録) <ul style="list-style-type: none"> ・システムへのログイン・ログアウトの記録、個人を特定した検索及び操作ログの記録を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
【従業者が業務外で使用するリスク】 <ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象とした情報セキュリティに関する研修等において、業務外利用の禁止等について指導を徹底する。 ・他市町村や行政機関において発生したセキュリティ事故等があれば、本市での発生を防止するため、庁内で情報共有する。 ・システムの操作ログを記録していることを周知し、業務外の利用を抑止する。 【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク】 <ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象とした情報セキュリティに関する研修等において、複製の禁止等について指導を徹底する。 ・バックアップ処理や外部媒体への書き出しといった複製は、限られた者のみしか行えないようシステムで制御する。 ・操作ログを記録し、不正操作を防止する。 その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・他人の目に触れるような場所にパスワードのメモを置かない等の対策により、パスワードの管理を徹底する。 ・職員が席を離れる場合は、ICカードを抜く等の「コンピュータロック」と机の上に個人情報が記録されたものを放置しない「クリアデスクポリシー」を徹底する。 ・不正な操作がないか、業務上必要のない検索又は抽出等が行われていないかなどを確認するため、適宜操作ログをチェックする。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負う ・情報が不要となったときまたは要請があったときに情報の返還または消去などの必要な措置を講じる ・個人情報の取扱いについてチェックを行った上で契約満了時に報告をする ・必要に応じて、本市が委託先の視察・監査を行うことができる ・再委託の禁止 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・外部委託業者を選定する際、先方の情報保護管理体制を確認する。 ・業務実施場所を庁舎内に限定し、情報の外部持ち出しを禁止する。 ・コンピュータ室への入室は書面による事前申請で許可を得た者以外は認めない。 ・セキュリティポリシーに基づき、コンピュータ室への私物の無断持込を禁止する。 ・システムへのアクセスログを記録する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		<input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<u><選択肢></u> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<u><選択肢></u> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<p>(物理的対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収納課で管理する電子記録媒体及び紙媒体は施錠管理された執務室内で保管する。 ・サーバやデータ・プログラム等記憶媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する場所は、他の部屋と区分し、それ専用とする。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記憶媒体の保管場所を施錠管理する。 ・出入口の場所を限定すると共に、ICカードによる入退室管理を行う。 ・監視カメラを設置し、サーバ設置場所への入退室者を管理する。 ・コンピュータ室は、新耐震基準に基づいて設計、施工された施設内に設置する。 ・停電(落雷等)によるデータ消失を防止するため、コンピュータ室の非常用電源やサーバの無停電電源装置を設置する。 ・火災によるデータ消失を防止するため、施設内に消火設備を完備する。 ・サーバの安定稼働のため、コンピュータ室内を空調管理する。 ・セキュリティポリシーに基づき、コンピュータ室への私物の無断持込を禁止する。 <p>(技術的対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータウイルス監視ソフトを導入し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。 ・ウイルスのパターンファイルを定期的に更新し、新種のウイルスに対策する。 ・セキュリティポリシーに基づき、コンピュータウイルス等の対策を行う場合の手順書を定める。 ・コンピュータウイルス、セキュリティホールに関する情報を確認し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるか確認する。 ・ファイアウォールによるネットワーク制限を行う。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>その他、特定個人情報の保管・消去にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックアップの仕組みなど安全管理体制を確立し、必要な規程の整備を行う。 ・保管期間が過ぎた特定個人情報は、システムにおいて削除操作を実施する。また、消去の際はその記録を作成し、保存する。 ・紙の異動届出書等は保管期間ごとに分けて施錠管理された執務室内に保管し、保存期間が経過した紙媒体の特定個人情報ファイルは、職員立会いのもと、外部業者による裁断処理を行っている。 		
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・新規異動者(臨時、嘱託職員:含む)に対し、異動当初に個人情報の取扱いに関する指導を実施する。 ・全職員を対象とし、情報セキュリティに関する教育及び研修を定期的に行う。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象とする。 	
10. その他のリスク対策		

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)滞納整理情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口において届出内容や身分証明書等の本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・他市町村からの情報の入手については、内容を精査し、一意性に疑問が生ずる時は、該当市町村に照会を行う。 ・他システムとの連携により入手する場合においては、必要な情報以外は連携されないことをシステム上で担保する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【不適切な方法で入手が行われるリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報は、本人又は代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人又は代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。 ・ユーザーID及びパスワードによる認証を実施することで、システムを利用する職員を限定し、各ユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限する。 <p>【入手した特定個人情報が不正確であるリスク】 （特定個人情報の正確性確保の措置の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保する。 ・システムへの滞納処分の入力、届出内容の入力から確定前の帳票を含む確認、審査まで、複数人による確認作業を経て登録する。 <p>【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民からの届出書については、特定個人情報の漏洩及び紛失を防止するために、入力及び照合審査した後は施錠管理された執務室内に保管する。 ・受付時の個人情報が書かれたメモ等は、当該受付処理終了時にはカウンターから片づけ、シュレッダー専用箱に入れておき、まとめて確実に処理を行う。 ・他システムとの通信ネットワークは外部と直接接続できない仕組みである。 ・セキュリティポリシーで外部への持ち出しを禁止する等の漏えい・紛失防止措置を講じるとともに、同内容の周知を図る。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p><納付催告事務> 委託契約書の別記「個人情報取扱特記事項」に、委託事務に関して、個人情報を利用するときは当該事務を処理するために必要な範囲を超えて利用してはならないこと、知り得た個人情報等を、該当業務を処理するため以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならないこと、個人情報が記録された資料などを指定する場所以外に持ち出してはならないことを受託者の要件として明記している。</p> <p><システム保守> ・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負う ・情報が不要となったときまたは要請があったときに情報の返還または消去などの必要な措置を講じる ・個人情報の取扱いについてチェックを行った上で契約満了時に報告をする ・必要に応じて、本市が委託先の視察・監査を行うことができる ・再委託の禁止</p>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・外部委託業者を選定する際、先方の情報保護管理体制を確認する。 ・業務実施場所を庁舎内に限定し、情報の外部持ち出しを禁止する。 ・コンピュータ室への入室は書面による事前申請で許可を得た者以外は認めない。 ・セキュリティポリシーに基づき、コンピュータ室への私物の無断持込を禁止する。 ・システムへのアクセスログを記録する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<p>(物理的対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収納課で管理する電子記録媒体及び紙媒体は施錠管理された執務室内で保管する。 ・サーバやデータ・プログラム等記憶媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する場所は、他の部屋と区分し、それ専用とする。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記憶媒体の保管場所を施錠管理する。 ・出入口の場所を限定すると共に、ICカードによる入退室管理を行う。 ・監視カメラを設置し、サーバ設置場所への入退室者を管理する。 ・コンピュータ室は、新耐震基準に基づいて設計、施工された施設内に設置する。 ・停電(落雷等)によるデータ消失を防止するため、コンピュータ室の非常用電源やサーバの無停電電源装置を設置する。 ・火災によるデータ消失を防止するため、施設内に消火設備を完備する。 ・サーバの安定稼働のため、コンピュータ室内を空調管理する。 ・セキュリティポリシーに基づき、コンピュータ室への私物の無断持込を禁止する。 <p>(技術的対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータウイルス監視ソフトを導入し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。 ・ウイルスのパターンファイルを定期的に更新し、新種のウイルスに対策する。 ・セキュリティポリシーに基づき、コンピュータウイルス等の対策を行う場合の手順書を定める。 ・コンピュータウイルス、セキュリティホールに関する情報を確認し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるか確認する。 ・ファイアウォールによるネットワーク制限を行う。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>その他、特定個人情報の保管・消去にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックアップの仕組みなど安全管理体制を確立し、必要な規程の整備を行う。 ・保管期間が過ぎた特定個人情報は、システムにおいて削除操作を実施する。また、消去の際はその記録を作成し、保存する。 ・紙の帳票類は保管期間ごとに分けて施錠管理された執務室内に保管し、保管期間が過ぎているものについては適宜焼却処分を行う。 		
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・新規異動者(臨時、嘱託職員:含む)に対し、異動当初に個人情報の取扱いに関する指導を実施する。 ・全職員を対象とし、情報セキュリティに関する教育及び研修を定期的実施する。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象とする。 	
10. その他のリスク対策		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	山口市総合政策部広報広聴課市民相談室 〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号 電話 083-934-2886
②請求方法	山口市個人情報保護条例第14条に基づき、個人情報開示請求書に必要事項を記入し、提出する。 ※市公式ウェブサイト上に請求方法、開示請求書等の関連書類を掲載している。
③法令による特別の手続	なし
④個人情報ファイル簿への不記載等	なし
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	山口市総務部市民税課、収納課 〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号 電話 市民税課 083-934-2734 収納課 083-934-2739
②対応方法	問合せ受付時及びその対応内容について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年3月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	I 基本情報_6. 評価実施機関における担当部署_②所属長	市民税課長 山根 賢司 収納課長 山崎 輝彦	市民税課長 山根 賢司 収納課長 濱田 和昌	事後	
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイル【(1)個人住民税情報ファイル】の概要_3. 特定個人情報の入手・使用_①入手元_評価実施機関内の他部署	市民課、保険年金課、介護保険課、高齢・障がい福祉課、社会課	市民課、保険年金課、介護保険課、障がい福祉課、社会課	事後	
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイル【(1)個人住民税情報ファイル】の概要_3. 特定個人情報の入手・使用_④使用の主体_使用部署	総務部市民税課、地域振興部各総合支所総合サービス課	総務部市民税課、地域生活部各総合支所総合サービス課	事後	
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイル【(2)収納消込情報ファイル】の概要_3. 特定個人情報の入手・使用_④使用の主体_使用部署	総務部収納課、地域振興部各総合支所総合サービス課	総務部収納課、地域生活部各総合支所総合サービス課	事後	
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイル【(3)滞納整理情報ファイル】の概要_3. 特定個人情報の入手・使用_④使用の主体_使用部署	総務部収納課、地域振興部各総合支所総合サービス課	総務部収納課、地域生活部各総合支所総合サービス課	事後	
平成28年12月1日	II 特定個人情報ファイル【(1)個人住民税情報ファイル】の概要_4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託_委託事項3_②委託先における取扱者数	10人以上50人未満	10人未満	事後	
平成28年12月1日	II 特定個人情報ファイル【(1)個人住民税情報ファイル】の概要_4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託_委託事項3_③委託先名	中国芝浦電子株式会社	株式会社アイテックス	事後	

<p>平成28年12月23日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイル 【(1)個人住民税情報ファイル】の概要_2. 基本情報_④記録される項目_(別添1)特定個人情報ファイル記録項目</p>	<p>個人住民税情報ファイル 【削除項目】 1. 当初資料ファイル_○給与支払報告書中 ・「資料に記載された個人番号」 1. 当初資料ファイル_○年金支払報告書中 ・「資料に記載された個人番号」</p>	<p>削除</p>	<p>事前</p>	
<p>平成28年12月23日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイル 【(1)個人住民税情報ファイル】の概要_2. 基本情報_④記録される項目_(別添1)特定個人情報ファイル記録項目</p>	<p>個人住民税情報ファイル 【修正項目】 1. 当初資料ファイル_○給与支払報告書中 ・「更新職員個人番号」 1. 当初資料ファイル_○年金支払報告書中 ・「更新職員個人番号」 1. 当初資料ファイル_○確定申告書、住民税申告書中 ・「更新職員個人番号」 1. 当初資料ファイル_○扶養関係中 ・「更新職員個人番号」 3. 生活保護ファイル_○賦課期日情報中 ・「更新職員個人番号」 ・「生保終了」</p>	<p>個人住民税情報ファイル 【修正項目】 1. 当初資料ファイル_○給与支払報告書中 ・「更新職員宛名番号」 1. 当初資料ファイル_○年金支払報告書中 ・「更新職員宛名番号」 1. 当初資料ファイル_○確定申告書、住民税申告書中 ・「更新職員宛名番号」 1. 当初資料ファイル_○扶養関係中 ・「更新職員宛名番号」 3. 生活保護ファイル_○賦課期日情報中 ・「更新職員宛名番号」 ・「生保終了日」</p>	<p>事前</p>	

<p>平成28年12月23日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイル 【(1)個人住民税情報ファイル】の概要_2. 基本情報_④記録される項目_(別添1)特定個人情報ファイル記録項目</p>	<p>新規追加</p>	<p>個人住民税情報ファイル 【追加項目】</p> <p>1. 当初資料ファイル_○給与支払報告書中 ・末尾、「住宅借入金等特別控除適用数」、(中略)、「パンチイメージ番号」までの5項目</p> <p>1. 当初資料ファイル_○年金支払報告書中 ・末尾、「非居住者である親族の数」、「パンチイメージ番号」の2項目</p> <p>1. 当初資料ファイル_○確定申告書、住民税申告書中 ・末尾、「医療費の支払額」、(中略)、「寄付金(ワンストップ特例)」までの7項目</p> <p>1. 当初資料ファイル_○申告特例通知書 ・「宛名番号」、(中略)、「更新端末番号」までの18項目</p> <p>1. 当初資料ファイル_○記載番号情報 ・「宛名番号」、(中略)、「更新端末番号」までの13項目</p> <p>4. 年金特徴ファイル_○年金特徴対象者情報 ・「捕捉年度」、(中略)、「個人番号」までの49項目</p> <p>4. 年金特徴ファイル_○年金特徴受理情報(天引結果、中止結果) ・「捕捉年度」、(中略)、「個人番号」までの43項目</p> <p>5. 課税台帳ファイル_○課税情報 ・「宛名番号」、(中略)、「県民税 申告特例控除額(税額控除)」までの334項目</p> <p>6. 事業所情報ファイル_○事業所情報 ・「科目コード」、(中略)、「個人事業主—個人番号」までの25項目</p>	<p>事前</p>	
<p>平成28年12月23日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイル 【(1)個人住民税情報ファイル】の概要_2. 基本情報_④記録される項目_(別添1)特定個人情報ファイル記録項目</p>	<p>個人住民税情報ファイル(申告受付) 【削除項目】</p> <p>1. 当初資料ファイル_○給与支払報告書中 ・「資料に記載された個人番号」</p> <p>1. 当初資料ファイル_○年金支払報告書中 ・「資料に記載された個人番号」</p>	<p>削除</p>	<p>事前</p>	

<p>平成28年12月23日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイル 【(1)個人住民税情報ファイル】の概要_2. 基本情報_④記録される項目_(別添1)特定個人情報ファイル記録項目</p>	<p>個人住民税情報ファイル(申告受付) 【修正項目】 1. 当初資料ファイル_○給与支払報告書中 ・「更新職員個人番号」 1. 当初資料ファイル_○年金支払報告書中 ・「更新職員個人番号」 1. 当初資料ファイル_○申告受付情報中 ・「個人番号」 ・「収入_分離長期特」 ・「税額上場株」 1. 当初資料ファイル_○扶養関係中 ・「更新職員個人番号」</p>	<p>個人住民税情報ファイル(申告受付) 【修正項目】 1. 当初資料ファイル_○給与支払報告書中 ・「更新職員宛名番号」 1. 当初資料ファイル_○年金支払報告書中 ・「更新職員宛名番号」 1. 当初資料ファイル_○申告受付情報中 ・「宛名番号」 ・「収入_分離長期特定」 ・「税額上場株式」 1. 当初資料ファイル_○扶養関係中 ・「更新職員宛名番号」</p>	<p>事前</p>	
<p>平成28年12月23日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイル 【(1)個人住民税情報ファイル】の概要_2. 基本情報_④記録される項目_(別添1)特定個人情報ファイル記録項目</p>	<p>新規追加</p>	<p>個人住民税情報ファイル(申告受付) 【追加項目】 1. 当初資料ファイル_○給与支払報告書中 ・末尾、「住宅借入金等特別控除適用数」、(中略)、「パンチイメージ番号」までの5項目 1. 当初資料ファイル_○年金支払報告書中 ・末尾、「非居住者である親族の数」、「パンチイメージ番号」の2項目 1. 当初資料ファイル_○申告特例通知書 ・「宛名番号」、(中略)、「更新端末番号」までの18項目 1. 当初資料ファイル_○記載番号情報 ・「宛名番号」、(中略)、「更新端末番号」までの13項目</p>	<p>事前</p>	
<p>平成31年3月29日</p>	<p>I 基本情報_6. 評価実施機関における担当部署_②所属長の役職名</p>	<p>市民税課長 山根 賢司 収納課長 濱田 和昌</p>	<p>市民税課長 収納課長</p>	<p>事後</p>	
<p>平成31年3月29日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイル 【(1)個人住民税情報ファイル】の概要_3. 特定個人情報の入手_使用_①入手元_評価実施機関内の他部署</p>	<p>市民課、保険年金課、介護保険課、障がい福祉課、社会課</p>	<p>市民課、保険年金課、介護保険課、障がい福祉課、地域福祉課</p>	<p>事後</p>	

平成31年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイル【(3)滞納整理情報ファイル】の概要 3. 特定個人情報の入手・使用①入手元_評価実施機関内の他部署	市民課、市民税課、社会課	市民課、市民税課、地域福祉課	事後	
平成31年3月29日	Ⅲ リスク対策【(1)個人住民税情報ファイル】_8. 監査_実施状況	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
平成31年3月29日	Ⅲ リスク対策【(2)収納消込情報ファイル】_8. 監査_実施状況	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
平成31年3月29日	Ⅲ リスク対策【(3)滞納整理情報ファイル】_8. 監査_実施状況	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
令和3年7月30日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携_②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二27の項</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二27の項</p>	事後	